

# 杉並区職員措置請求監査結果

(平成23年度政務調査費に関する住民監査請求(その2))

平成25年6月

杉並区監査委員

## 目 次

<b>第1 請求の概要と受理</b>	
1 請求人	1
2 請求書の提出	1
3 請求の主たる内容	1
4 請求の受理	3
<b>第2 監査の実施</b>	
1 証拠の提出及び陳述等	4
2 監査対象事項	4
3 対象部局とその抗弁要旨	4
3 - 1 総務部総務課	4
3 - 2 区議会事務局	5
4 区議会議長の調査回答の要旨	7
5 区議会議長の再調査回答（田中議員の説明）の要旨	8
<b>第3 監査の結果と判断</b>	
1 監査結果	11
2 判断	11
3 意見・要望	19
<b>&lt;別紙&gt;</b>	
1 措置請求書	
1 - 1 措置請求書	20
1 - 2 措置請求書の追記	31
1 - 3 証拠資料	32
2 抗弁書	
2 - 1 総務部総務課	55
2 - 2 区議会事務局	60
3 区議会議長の調査回答	64
4 区議会議長の再調査回答	71
<b>&lt;資料&gt;</b>	
1 政務調査費条例	76
2 政務調査費施行規則	79
3 政務調査費取扱規程	81
4 事務処理の手引き	84

【注】 請求人等の氏名は仮名とし、請求人の住所・職業の記載は省略しています。

ホームページ掲載にあたり、資料1～4の掲載は省略しています。省略した資料を含む監査結果は、杉並区役所区政資料室及び杉並区立各図書館で閲覧することができます。

## 第1 請求の概要と受理

### 1 請求人

- a
- b

### 2 請求書の提出

平成 25 年 4 月 30 日

### 3 請求の主たる内容

「田中議員に政務調査費不当計上額 2,140,500 円の計上取消しと、不当利得 1,040,874 円の金員の返還を請求するよう杉並区長に求める。」(原文のまま)

請求人が提出した「杉並区議会の田中ゆうたろう議員に対する平成 23 年度政務調査費に関する措置請求書」は別紙 1 - 1 のとおりであり、主張事実及び平成 25 年 5 月 17 日に行った請求人の陳述の要旨は次のとおりである。

#### (主張事実等の要旨)

##### (1) 収支報告書について

政務調査費受給額 1,760,000 円に対して、2,859,653 円の支出があったとして収支報告がなされている。

政務調査費を受給額の範囲内で支出し、支出額が受給額を超えないようにすることは基本的な原則であり、支出額のどの部分が政務調査費による支出なのか、議員個人の資金による支出なのかが不明確な収支報告書は作成されるべきでない。

したがって、上記のように、支出額が受給額を極端に超過するような収支報告書は、基本的な原則を無視しており、その全体が不当である。

##### (2) 明星大学通信教育部学費及びスクーリング受講費について

田中議員は、平成 20 年から学校法人山本学園明愛幼稚園に勤務し、事務及び日本語講師を担当している。また、同幼稚園は田中議員の親族が経営しており、幼稚園経営はいわば家業に当たる。

したがって、幼児教育関係の通信教育受講は自己の私的な技能習得が目的と考えられ、明星大学通信教育部学費及びスクーリング受講費 93,000 円は、政務調査費の対象経費とは認められていない個人的技能の習得に関する経費に該当し、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程(以下「規程」という。)に違反する。

##### (3) 明治大学大学院ガバナンス研究科学費及び諸費用について

明治大学大学院への入学は、学歴獲得のため又は学識・能力の向上のためであり、自己の私的な技能習得が目的である。

また、平成 18 年 11 月 8 日の東京高裁判決(以下「平成 18 年東京高裁判決

決」という。)は、所属会派から派遣されたことを要件として、明治大学大学院の学費を政務調査費から支出することを認めたものである。田中議員の場合は独断で入学を決定し、所属会派の決定により派遣されたものではなく、判例からしても認められない。

さらに、地方分権一括法の施行後 10 年以上が経過した現在においては、政策立案等の能力・知識を取得している者が議員に就任していると考えらるべきであり、公費で公共政策大学院等に派遣し、勉学させる意義はない。

したがって、明治大学大学院ガバナンス研究科学費及び諸費用 947,500 円は、政務調査費の対象経費とは認められていない個人的技能の習得に関する経費に該当し、規程に違反する。

#### (4) 事務所費について

本件賃貸借契約の概要は次のとおりである。

契約締結日：平成23年3月1日

貸主：A

借主：杉並区和田 1 - 61 - 18 - 203 田中裕太郎

賃貸借物件：杉並区和田 1 - 61 - 18 住宅の一部 2 階10畳 1 室 (第203号室)

賃料：月100,000円

契約期間：平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間

事務所費については、上記の内容等から、以下のような問題点がある。

杉並区和田 1 -61-18 の2階 10 畳 1 室 (203 号室) を A から借用しているが、契約書の田中議員の住所と同一であり、203 号室を新規に追加借用したのか、元から 203 号室に居住していて、新規に賃貸借契約を締結したのかが不明である。

A は、田中議員の同居の祖母であり、生計を一にする親族と考えられるが、田中議員から生計を一にする親族ではないという証明が一切ない。

本件建物に係る登記簿を調査したところ、2 階部分の所有者は学校法人山本学園、3 階部分の所有者は A 外 3 名であり、A 1 人の所有ではなく、所有者でない者との契約で無効である。

「田中ゆうたろう・田中ゆうたろうを育てる会事務局」「今申楽隴座・隴太夫」の表札があるが、田中議員自身の居住部分、田中ゆうたろうを育てる会事務局及び今申楽隴座との事務所の使用面積割合、賃料の負担割合が不明である。

賃貸借契約書では、賃料は毎月末日までに翌月分を支払うこととなっているが、領収書上は、当月分を当月末に支払っている。このことは、実態が伴っていないため、賃貸借契約書と異なる処理をしたものと推定される。

以上の点を総合して判断すると、本件賃貸借契約は当該住宅の所有者でない者との契約であって無効であり、当該住宅内の事務所は実態としては「賃借」ではなく「自己所有」に該当し、事務所費 550,000 円 (@100,000 円×1/2 (按分)×11 か月) の支出は規程に違反する。

#### (5) 人件費について

補助職員 B の勤務報告書及び領収書は、以下の点から、平成 23 年度分全体が意図的な架空の作文であって、虚偽であると判断でき、同氏に支払ったとする人件費 550,000 円 ( @50,000 円 × 11 か月 ) は事実に基づかない架空計上である。

平成 23 年 9 月 2 日から 9 月 27 日までの間、B は、C 名で秋田県で一箇月興行に出演しており、その期間に田中議員の事務所で勤務することは、物理的に不可能である。

平成 23 年 7 月 1 日に、B は、C 名で秋田県で歌舞伎ワークショップの講師を務めており、少なくともその前後の日に田中議員の事務所で勤務することは、物理的に不可能である。

平成 23 年 12 月分の勤務報告書では、出勤日が 10 日となっているのに対し、9 日しか勤務しておらず、明らかに勤務報告書の作文作成時のうっかりミスである。

一般論として、B のような俳優・タレントは、舞台稽古も含め、公演前後の期間は、アルバイトなどをする時間的余裕はなく、年間を通して、毎月、適当な間隔で出勤することは、極めて不自然である。

以上のとおり、不当計上額の合計は 2,140,500 円 ( 93,000 円 + 947,500 円 + 550,000 円 + 550,000 円 ) であり、支出合計額 ( 2,859,653 円 ) から不当計上額 ( 2,140,500 円 ) を差し引いた 719,153 円は問題点不指摘額である。

したがって、政務調査費受給額 ( 1,760,000 円 ) から問題点不指摘額 ( 719,153 円 ) を差し引いた 1,040,847 円が不当利得となる。

#### 4 請求の受理

本件請求は、請求人の資格、監査請求期間など、地方自治法 ( 以下「法」という。 ) 第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、平成 25 年 5 月 9 日の監査委員会議において受理することを決定した。

受理に先立ち、法第 199 条の 2 の規定に基づき、吉田愛委員、増田裕一委員の 2 名は除斥とした。( 吉田、増田両委員は同年 6 月 13 日に退任 )

また、同年 6 月 14 日に監査委員に就任した小泉靖男委員、小川宗次郎委員の 2 名については、同日の監査委員会議にて除斥とした。

## 第2 監査の実施

### 1 証拠の提出及び陳述等

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、平成 25 年 5 月 15 日に、措置請求書の追記（別紙 1 - 2）を行うとともに、証拠資料（別紙 1 - 3）として、本件賃貸借契約書の写し、本件建物に係る登記簿謄本、補助職員のプロフィールなどを提出した。

また、請求人は、同年 5 月 17 日に、請求の趣旨を補足する陳述を行った。

### 2 監査対象事項

田中ゆうたろう議員に交付された平成 23 年度分の政務調査費の収支報告書の違法・不当の有無を、また、当該政務調査費のうち、明星大学通信教育部学費及びスクーリング受講費 93,000 円、明治大学大学院ガバナンス研究科学費及び諸費用 947,500 円、事務所費 550,000 円、人件費（会派事務補助職員に係る人件費を除く。）550,000 円の支出の違法・不当の有無を監査対象事項とする。

### 3 対象部局とその抗弁要旨

総務部総務課及び区議会事務局を本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求めるとともに、平成 25 年 5 月 28 日に説明聴取を行った。その主な内容は以下のとおりである。また、適宜関係書類の提出を求め、調査を行った。

#### 3 - 1 総務部総務課

政務調査費とは、議員の調査研究に資するための必要な経費の一部として交付するものであり、その支出等については、区議会事務局次長に委任されている。また、政務調査費の執行は、第一に会派や議員の倫理観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査することが妥当であり、議会の自律性の中で処理することが適当と考えている。

政務調査費の使途基準は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第 6 条及び別表で規定され、規程で使途基準細目が規定されている。

政務調査費の使途基準については、学識経験者等を委員に加えた杉並区議会政務調査費専門委員会及び杉並区議会政務調査費調査検討委員会において検討を行い、平成 23 年 5 月及び平成 24 年 4 月に規程の使途基準細目の一部改正を行っている。このように、時代の要請に応えられる使途基準づくりや区民への説明責任を果たすことなどを目指した検討を進め、適正な支出が行われてきたと理解している。

また、区は、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図り、議会の自主性及び自律性を尊重しつつも、収支報告書の写し

の内容から、政務調査費の適正な執行が行われているかをチェックすることで、政務調査費の透明性を確保し、区長の政務調査費の交付者としての責任を果たしているものと考えている。

本件については、条例第 11 条の規定に基づき、区議会議長が報告書及び領収書等を調査し、適正な執行であると判断したものと考えている。執行機関である区長は、提出された報告書の写しをもとに政務調査費の支出について明らかな使途基準違反があるか等のチェックを行ったが、違反は見つからなかった。現在まで、修正等の新たな報告書の提出がないので、支出に誤りがあったとは認識していない。

しかし、今回の措置請求書の記載に、提出された報告書と矛盾する事項が指摘されていることから、この点については、議員個人の自己検査や議長の調査権の中で正否を明らかにすることを望むものである。

### 3 - 2 区議会事務局

#### (1) 政務調査費について

区では平成 13 年 3 月に条例を定め、出納簿（平成 18 年度分までは写し）を収支報告書とあわせ区議会議長に提出し、区民が閲覧できるよう対応し、その後、平成 18 年 12 月に政務調査費の収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を行い、以後、使途基準の明確化と透明性の確保を順次図ってきている。

調査研究活動に伴う経費としての支出の適合性については、調査研究活動の主体である会派及び議員の自律的判断に委ねられているものと解されている。

一方で、政務調査費は公費から交付されるのであるから、会派及び議員においては、常にコスト意識を持ち、使途の透明性を確保するとともに、会派及び議員の判断についても区民に対して十分に説明していく責任を果たしていくことが求められている。

#### (2) 収支報告書について

一般に、政務調査活動にかかる経費が交付された額を超えた場合には、当該会派及び議員自身はその経費を負担することになり、政務調査活動に関する経費には上限はなく、特段の規定も設けていない。

しかし、田中議員のように 100 万円を超える経費の超過は異例であり、収支報告を行う際には経費を闇雲に計上するのではなく、交付を受けるべき対象としてふさわしい経費かどうか、特に交付額を著しく超過する場合には、一定の配慮の上に常識的な範囲で収支報告は行われる必要があると解し、十分留意するよう伝えた。

#### (3) 明星大学通信教育部学費・明治大学大学院ガバナンス研究科学費等について

平成 18 年東京高裁判決で、公共政策大学院の学費に関し、条例及び規則等に直接規定されていないとしても、調査研究に資するための必要な経費に該当し、公共政策大学院へ通学することは、議員の調査研究活動の基盤



の充実を図るといふ政務調査費の制度趣旨に合致するものであるといふことができ、当該学費は、調査研究活動に必要な経費に該当すると判断されている。

判例は、公共政策大学院に関するものであるが、議員にとってより高い政策立案能力や高度の知識が必要となっている現状からも、個人の能力を高めることにつながり、一般質問等の議員活動を通じて杉並区政に還元されるものとみなせるものであれば、学校等における授業料についても、区政に関する調査研究に資するための必要な経費として認められるものとして取り扱っている。

しかし、明星大学通信教育に係る請求人の指摘にあるように、そこで得た知識を活用し、家業に携わっている事実があるなど、そのための学費とみるべき比重が一定程度あるのであれば、その全額を区政に関する調査研究に資するための経費とは捉えることはできない。

現時点では、具体的な資料の提示や説明がなされていないことから、全額を政務調査費で充てることが適正なものと判断することはできない。

#### (4) 事務所費について

本件事務所については、田中議員と所有者であるAとの間で賃貸借契約を締結しており、同人は生計を一にしている親族ではない旨の説明を受けていたことから、政務調査費としての支出を認めてきた。

請求人の疑義について田中議員に聴聞したところ、Aは生計を一にする親族ではない、学校法人山本学園の代表者がAであることから、同人と賃貸借契約を締結したなどの説明を受けた。

しかし、いまだ賃借関係の実態が十分に説明されたとは考えられず、また、契約書関係については十分な説明のないままに不備な点も多く、現在の資料等からは適正なものと判断することはできない。

#### (5) 人件費について

請求人から証拠書類等に記載されている職員の勤務実態が無い部分がある旨指摘を受けたことから、特に強く田中議員に聴聞したところ、政務調査活動の事務補助職員が勤務できない場合には、代行者がこれを行っていたという釈明を受けた。

そうすると、現時点で提出されている勤務報告書等は、事実とは異なる報告となり、改めて新しい報告書等の提出がなされるべきであり、現在の説明のみでは適正なものと判断することはできない。

#### (6) 聴き取り等調査を終えて

現時点での証拠書類等の状況では、十分な説明が行われていると判断することはできず、使途基準に従って行われた支出に該当するか判断できないことから、さらなる具体的な疎明資料の提出を求めた。

しかしながら、田中議員からは、必要十分な説明を行っているという認識の下、提出した資料に基づき、監査の結果を待ちたいという回答を受けた。

#### 4 区議会議長の調査回答の要旨

条例第11条で、区議会議長は政務調査費の適正な運用を期すため、必要に応じ調査を行うことができるとされていることから、区議会議長を本件監査に必要な関係人と位置付け、平成25年5月9日付け文書により、請求人が指摘している政務調査費の支出の違法・不当の有無について調査協力を依頼した。同年5月22日付けの回答要旨は、以下のとおりである。

##### (1) 調査結果について

田中議員の平成23年度分の政務調査費について、請求人が指摘している政務調査費の支出の違法・不当の有無の確認を行ったが、現時点での証拠書類等の状況では、十分な説明が行われていると判断することはできず、使途基準に従って行われた支出に該当するか判断できなかった。今後も引き続き、調査研究活動との関連を補う説明処理等を進めていく。

##### (2) 請求人の主張に対する見解等

区議会事務局の抗弁書と同様の内容が記載されている。

##### (3) 田中議員の説明要旨

収支報告書は、条例に定められた使途基準・使途基準細目に従って作成を行ったものである。請求内容は、以下に述べるとおり、全くの事実誤認に基づくもので、不当であり、認められない。

##### 明星大学通信教育部学費及びスクーリング受講費について

同大学通学及びスクーリング受講の目的は、区の幼児教育・保育行政に関する調査研究であり、実際に平成23年度夏季スクーリングにおいて受講した教育社会学、保育学など、本学で習得した専門的知識をもとに、政策作成・提言を行い、議員活動に反映している（平成23年決算特別委員会、同年第4回定例会一般質問、平成24年基本構想に関する特別委員会、同年予算特別委員会など）。

よって、支出は正当であり、「自己の私的な技能習得の目的のため、区の条例に基づく規定に反する」などとする請求内容の指摘は不当である。

なお、他自治体においても、議員の大学学費に関する類似の実例があり、監査請求が出されているが（平成21年度北九州市、平成23年度青梅市）、いずれも棄却されている。

##### 明治大学大学院ガバナンス研究科学費及び諸費用について

同大学院には、公共政策の調査研究を目的として入学し、以降通学するものであり、実際に本学で習得した公共政策に関する知識をもとに、政策作成・提言を行い、議員活動に反映している。

よって、支出は正当であり、大学院入学を「自己の学歴取得のため、又は学識・能力の向上のためであり、自己の私的な技能取得が目的である」などとする請求内容の指摘は不当である。

なお、公共政策大学院の学費については、既に区議会議員の学費支出の当否を論じた平成18年東京高裁判決があり、そこでは、議員が、政務調査費を用いて、公共政策大学院に学ぶことの意義が高く評価されている。

### 事務所費について

杉並区和田 1 -61-18 の 2 階の間取りは別紙 3 添付の図面のとおりであり、マンションと同じ構造となっている。203 号室には本人の親戚が長らく居住していたが、平成 20 年に他所に移転したため、平成 23 年 3 月まで空室であったところ、4 月以降、貸主である A と賃貸借契約を結び、本人の事務所として借用するに至った。なお、201 号室は A、202 号室は本人・両親・弟の自宅である。

よって、支出は正当であり、「記載が事実と反し無効」「作文である」などとする請求内容の指摘は不当である。

### 人件費について

事務補助に当たっては、事務補助職員 B の監督・指示のもと、同氏の友人 (D) が事務所に来て、同氏の業務を補佐・代行したこともあった。B には、実際には、収支報告書・勤務報告書に記載した日程・時間帯以外にも事務補助を委託し、月 5 万円以上支払ったが、政務調査費からの支出は上限 5 万円と定められているので、各報告書への記載は同額相当分に留めた。勤務報告書については、記録はとっていないので、記憶に基づいて正確に記載した。

よって、支出は正当であり、「事実に基づかない架空計上であり、虚偽による詐取であると言われてもやむを得ない」などとする請求内容の指摘は不当である。

## 5 区議会議長の再調査回答（田中議員の説明）の要旨

平成 25 年 5 月 22 日付けの回答書では、事実関係が明らかにならなかったため、区議会議長に再調査を依頼した。再調査においては、質問項目を設定し、具体的な説明と事実関係を裏付ける証拠となる資料の提示又は提出を求めた。同年 6 月 4 日の再調査回答における田中議員の説明要旨は以下のとおりである。

### (1) 明星大学通信教育部学費及びスクーリング受講費について

在籍している学部名・学科名（受講コース名）は、何か。正科生なのか、それとも科目等履修生なのか。また、いつから在籍しているのか。

【回答】 人文学部心理・教育学科（通信教育課程） 正科生 平成 19 年 10 月 1 日

### (2) 事務所費について

本件賃貸借契約について

ア 賃借部分は、契約書では「2 階」となっているが、登記簿謄本では「3 階」ということでよいか。

【回答】 よい。

イ 当該 3 階部分は、A 外 3 名の共有になっているが、A 1 人と契約を締結しているのは、なぜか。

【回答】 A は他 3 名の母であり、当該 3 階部分の所有者はもともと同氏であった。登記簿変更後も、世間の慣習に多く見られるように、同氏が当該 3 階部分の実質的な大家であるとみなして、同氏と契

約を締結した。

ウ 203号室の使用関係について

- 賃借部分は、10畳（1室）となっているが、203号室のどの部分か。

【回答】 調査回答書に添付の平面図（別紙3添付の図面）中、L（リビング）と記載された面積のうちの10畳分である。

- 10畳以外の部分の使用関係は、どのようになっているのか。

【回答】 Aが物置として利用している。

- 「田中ゆうたろうを育てる会事務局」と「今申楽隴座」は、どこにあるのか。203号室にある場合、議員事務所との使用面積割合、賃料の負担割合は、どのようになっているのか。

【回答】 「田中ゆうたろうを育てる会事務局」と「今申楽隴座」は、両名義宛の郵便物を田中ゆうたろう本人が受け取る必要上、便宜的に表札に併記しているもので、実質的な使用面積はゼロである。

エ 調査回答書では、「平成23年3月までは203号は空室であった」、「本人の自宅は202号室である」と述べているのに対し、同年3月1日付けの契約書では、田中議員の住所が和田1-61-18-203になっているのは、なぜか。

【回答】 契約書中の田中ゆうたろう住所「和田1-61-18-203」は当方の不注意によるミスであり、正しくは「和田1-61-18-202」である。

オ 賃料の実際の支払方法（当月分を当月末に支払）が契約内容（当月分を前月末までに支払）と異なっているのは、なぜか。また、領収書以外で、賃料の支払の事実が確認できるものがあるか。（例えば、Aの確定申告書又は通帳の写しの該当部分等）

【回答】 特に理由はない。実際の支払方法と契約内容の齟齬に、双方の契約者ともうっかり気付かず今日に至ったのが実際である。領収書以外で、報酬の支払の事実が確認できるものの存否についてAに尋ねたが、回答を得られなかった。よって、当方は把握していない。

生計を一にする親族の有無について

生計を一にする親族は、存在するか否か。存在する場合は、誰か。また、扶養関係が確認できるものがあるか。（例えば、本人の源泉徴収票又は確定申告書の写しの該当部分等）

【回答】 生計を一にする親族はいない。

扶養関係が確認できるものとして、源泉徴収票の該当部分の写し（別紙4添付の書面）を添付する。

（3）人件費について

Bが行ったとする「監督・指示」の具体的な方法・内容はどのようなものか。

【回答】 視察資料作成や委員会資料作成のため、テープ起こしやパソコン

への入力作業を円滑に進めるに当たり、勤務者として責任をもって、友人のDの協力を得ながら、その一部を補佐・代行して頂いていた。同氏の作業に支障なきよう、携帯電話やパソコンを利用して随時連絡を取り合い、打合せを綿密に行いながら、同氏の作業を監修していた。また、作業の順序、機器の操作方法、視察や委員会に関する事項など、必要な知識を同氏に随時指導していた。

Dが行ったとする「補佐・代行」の具体的な内容はどのようなものか。

【回答】 友人のBと、携帯電話やパソコンを利用して随時連絡を取り合い、打合せを綿密に行いながら、同氏のテープ起こしやパソコンへの入力作業に種々の助言を頂き、一部単純作業を手伝うなど協力頂いていた。

Bが単独で勤務した日とDが補佐・代行した日はそれぞれいつか。

【回答】 記憶していない。

領収書以外で、報酬の支払の事実が確認できるものがあるか。（例えば、Bの確定申告書又は通帳の写しの該当部分等）

【回答】 Bに尋ねたが、回答を得られなかった。よって、当方では把握していない。

### 第3 監査の結果と判断

#### 1 監査結果

本件請求については、平成 25 年 6 月 24 日、監査委員 2 名の合議により次のように決定した。

請求の一部を認容し、残余の部分について棄却する。

政務調査費からの支出が不適切であると認定した金額は、次の表のとおりである。

認 容 部 分	要返還額
明星大学通信教育部学費及びスクーリング受講費に係る部分	93,000 円
事務所費に係る部分	550,000 円
人件費に係る部分	550,000 円
合 計	1,193,000 円

当該支出を行った田中ゆうたろう議員に対する返還に必要な措置を、平成 25 年 8 月 31 日までに講じられるよう、区長に対して勧告する。

#### 2 判断

##### 2 - 1 監査の基本的な考え方

監査対象事項の監査に当たっては、政務調査費制度の趣旨を踏まえ、条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた用途基準及び同細目等に照らし、各請求項目に係る政務調査費の支出が請求人の主張するように違法・不当なものであったかどうかについて検証し、判断するものとする。

本件政務調査費の支出について、請求人から請求を裏付ける具体的な証拠書類等を添付したうえで、その適正性に対して外形上明らかな疑義が呈されているものがある。これらに対しては、条例の定める用途に政務調査費を支出したことを具体的かつ客観的に明らかにする抗弁ないし説明が必要である。

以上の観点から本件政務調査費の支出の適否について検証した。

##### 2 - 2 請求項目についての検証と判断

###### (1) 収支報告書について

平成 23 年度分の政務調査費について、田中議員が収支報告書に計上した金額は 2,859,653 円であり、条例による交付額 1,760,000 円に対して 1,099,653 円超過していたことが確認できる。

請求人は、「政務調査費は交付額の限度内で支出し、支出額が交付額を超えないよう支出を図るのが原則であり、本件のように、交付額が 1,760,000 円の

ところ、支出額が 2,859,653 円と極端に超過していることは原則を無視しており、収支報告書全体が不当である」旨の主張をしている。

これに対して、区議会事務局の抗弁書及び区議会議長の調査回答では、「政務調査活動にかかる経費が交付額を超えた場合は、当該会派及び議員自身はその経費を負担することになり、政務調査活動には上限がなく、特段の規定も設けていない。」としている。

条例第 10 条及び規則第 7 条は、政務調査費収支報告書の提出や政務調査費出納簿の様式を定めているが、政務調査出納簿の記載方法などについては規定していない。また、規程では支出基準を定めているが、収支報告書への計上方法は定めていない。

もとより、会派及び議員の政務調査活動が条例上の政務調査費の交付額である年額 1,920,000 円の範囲内に抑えなければならないものでないことはいうまでもない。

したがって、会派及び議員が交付額の上限を超えて収支報告書等の支出が記載されていたとしても、それをもって違法又は不当とすることはできず、政務調査費の計上額が交付額を超えていることを理由に収支報告全体が不当であるとする請求人の主張は採用することができない。

ただし、本件のように政務調査費としての計上額が交付額を著しく超過した収支報告は異例であり、公費である政務調査費がどのような経費に充てられたのかがわかりにくいものとなっている。区議会事務局も抗弁書の中で、「常識的な範囲で収支報告は行われる必要がある」として問題を認めている。運用の改善を強く求めるものである。

## (2) 明星大学通信教育部学費及びスクーリング受講費について

政務調査費の計上の際に議員から提出された収支報告書及び添付された明星大学通信教育部の学費等の領収書、田中議員に対する区議会事務局の聴取内容並びに明星大学通信教育部のパンフレットなどから、以下の事実関係が確認できる。

- 同議員は、区議会議員就任前の平成 19 年 10 月から明星大学通信教育課程で幼児教育を専攻する正科生である。同課程は所定の科目を履修することで幼稚園教諭の資格を取得できるものである。
- 同議員は平成 20 年度から事務員及び日本語教育の非常勤講師として私立山本学園明愛幼稚園に勤務している。なお、同議員の親族である A は、同幼稚園の設置者であり、山本学園の理事長である。また、同議員の母は同幼稚園の園長である。
- 同議員は、平成 23 年 5 月に区議会議員に就任以降は、引き続き在籍している本件通信教育課程の継続費及びスクーリング受講費等合計 93,000 円を平成 23 年度政務調査費に計上した。

請求人は、「親族が設立・経営し、同議員が勤務する私立明愛幼稚園の経営は家業に当たり、幼児教育関係の明星大学通信教育受講に係る政務調査費の支出は、自己の私的な技能習得の目的のためであるので、条例に違反する。」旨の主張をしている。

これに対し、区議会事務局の抗弁書及び区議会議長の調査回答では、平成18年東京高裁判決を引用し、「議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという政務調査費の制度趣旨に合致するので、議員活動を通じて杉並区政に還元されるものとみなせるものであれば、学校等における授業料についても、区政に関する調査研究に資するための必要な経費として認められるものとして取り扱っている。」としている。

また、同議員は、本件通信教育課程の学費等を政務調査費に計上した理由として、「同大学通学及びスクーリング受講の目的は、区の幼児教育・保育行政に関する調査研究であり、議員活動に反映している。」と抗弁している。

教育機関への通学については、使途基準等に具体的な規定はない。そこで、当該受講が区政に関する調査研究に資するために必要なものかどうかについて検証する。

同議員は、区議会議員就任の3年半余前の平成19年10月から明星大学通信教育課程で幼児教育を専攻しており、現在も幼稚園業務に従事している。また、提出された平成23年7月のスクーリング受講費の領収書では「保育学」、「音楽科教育」、「図画工作科教育」などが受講科目であり、受講内容は幼稚園教諭資格の取得に対応した実践的な内容であることが確認できる。

これらの事実関係を踏まえると、同議員が本件通信教育課程を受講する主たる目的は、区政に関する調査研究というよりも、むしろ、自らが勤務する同幼稚園での勤務に役立てるための個人的事情によるものと解することが自然である。

幼児教育が区政に関連する領域であり、同議員がその問題について議会質問等を行ってきたことを否定するものではないが、そうであるからといって、本件通信教育課程の受講の主たる目的が、議員就任をきっかけに区政に関する調査研究に転換されたと見ることに無理があり、同議員の抗弁内容は首肯できない。

よって、本件通信教育課程の受講料は使途基準で支出対象外とする「個人的技能の習得に関する経費」(規程第2条第1項第6号)に該当するものとするのが相当である。

ところで、区議会事務局の抗弁では、「家業のための経費とみるべき比重が一定程度あるのであれば、その全額を区政に関する調査研究に資するための経費とは捉えることはできない」とし、按分の必要性について述べているが、上記の事実内容等を考慮すれば、按分の適用について検討するまでもない。



以上から、当該経費に係る政務調査費の支出は適正を欠いていたものと認められる。

### (3) 明治大学大学院ガバナンス研究科学費及び諸費用について

政務調査費の計上の際に田中議員から提出された収支報告書及び添付された明治大学大学院の入学諸費用領収書並びに同大学公共政策大学院ガバナンス研究科のパンフレットなどから、次の事実が確認できる。

- 同議員は、平成 23 年 7 月に明治大学大学院ガバナンス研究科ガバナンス専攻に係る入学諸費用 947,500 円を納入し、これを平成 23 年度政務調査費に計上している。
- 同専攻では、「公共政策」の政策形成過程に関する科目編成が行われている。その修業年数は 2 年間であり、学費等は合計 2,945,000 円とされている。

請求人は、「明治大学大学院入学は学歴獲得のためであり、その学費等は政務調査費として認められない個人的技能の習得に関する経費に該当する。さらに、所属会派の決定により派遣されたものではない。以上から、政務調査費とは認められない」旨の主張をしている。

これに対し、区議会事務局は、平成 18 年東京高裁判決を引用したうえで、「議員活動を通じて杉並区政に還元されるものとみなせるものであれば、学校等における授業料についても、区政に関する調査研究に資するための必要な経費として認められるものとして取り扱っている。」としている。

また、同議員は、「公共政策の調査研究を目的として入学し、本学で習得した公共政策に関する知識をもとに、政策作成・提言を行い、議員活動に反映している。」と説明・抗弁している。

平成 18 年東京高裁判決では「明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科へ通学することは、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという政務調査費の制度趣旨に合致するものであるということが出来る。」とされている。

本件において、同議員は、平成 18 年東京高裁判決と同じ明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科に籍を置き、公共政策などについて学んでおり、上記判例の趣旨から見ると、同大学院の学費に係る政務調査費の支出について、違法又は不当とすべき点は見当たらない。

また、請求人は、本件支出を不適切とする理由の一つとして、会派からの派遣という形をとっていないことを挙げているが、平成 18 年東京高裁判決では、「区政に関する調査研究に資するために必要な経費といえるかどうかによって判断すべき」としており、会派からの派遣を政務調査費の支出の適否を判断する根拠にしているとは解釈できない。

その他、使途基準等に照らしてみれば、政務調査費としての本件支出が違

法・不当とするまでの事情は認められない。

#### (4) 事務所費について

政務調査費の計上の際に田中議員から提出された賃借料領収書、請求人から提出された事実関係を証する書面及び区議会議長の調査回答に添付された図面などから、次の事実関係が確認できる。

- 同議員は、平成 23 年 5 月分から平成 24 年 3 月分まで毎月 100,000 円の賃借料領収書を添付したうえで、本件事務所賃借料として合計 550,000 円を平成 23 年度政務調査費に計上した。
- 本件事務所について、A を貸主とし、同議員を借主とする平成 23 年 3 月 1 日付けの賃貸借契約書が作成されている。その主な内容は次のとおりである。

契約締結日：平成 23 年 3 月 1 日

貸主：A

借主：杉並区和田 1 - 61 - 18 - 203 田中裕太郎

賃貸借物件：杉並区和田 1 - 61 - 18 住宅の一部 2 階 10 畳 1 室  
(第 203 号室)

賃料：月 100,000 円

契約期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 2 年間

- 本件建物に係る登記簿上の所有関係は次のとおりである。  
1 階・2 階部分：幼稚園舎・倉庫、所有者 学校法人山本学園  
3 階部分：居宅、所有者 A 外 3 名（共有）
- 本件賃貸借契約書において賃貸借部分を含む「2 階」は、登記簿上の「3 階」に相当するものと認められる。

請求人は、本件事務所の賃貸借契約書について、本件賃貸物件の所在地と借主（同議員）の住所が同一で、居宅との関係が不明であること、貸主が登記簿上の所有者と一致しないことなどの疑問点を指摘したうえで、「その記載内容は事実と反する“作文”であり、無効である。また、当該事務所は自己又は生計を一にする親族が所有するものであり、実態として自己所有に該当すると考えられ、認められない。」旨の主張をしている。

一方、区議会議長の調査回答において同議員は、本件事務所部分である 203 号室は平成 23 年 3 月まで空室であり、4 月以降 A と賃貸借契約を結び事務所として借用したこと、201 号室は A の自宅、202 号室は本人、両親及び弟の自宅であること、などを説明しながら、用途基準等の規定に基づき必要書類を提出した適正な支出と抗弁している。

しかし、この説明内容では、事実関係等が十分明らかにされなかったため、区議会議長に対して同議員に対する質問項目を設けて再調査を求めた。

そこで、同議員の回答内容に基づき、まず本件契約書について検証する。

賃貸借の対象である「2階10畳1室(第203号室)」はどの部分かの特定を求めたところ、「L(リビング)と記載された面積のうちの10畳分」との説明であるが、これでは法律上も賃貸借の対象物件が特定されているとはいえない。

本件事務所部分は、登記簿上Aを含む4名の共有(持分は均等)であるにもかかわらず、本件契約書では賃貸人はA1名のみとなっていることについて、同議員は、「Aは他3名の母であり、当該3階部分の所有者はもともと同氏であった。登記簿変更後も、世間の慣習に多く見られるように、同氏が当該3階部分の実質的な大家であると見做して、同氏と契約した。」と説明している。

民法第251条は共有物の変更・処分として、共有物の賃貸などを行うにはすべて他の共有者の同意が必要と規定している。本件のように一部の共有者を貸主とする賃貸借契約の場合には、他の共有者の同意があったことを証する書面等必要な証拠書類が提出されなければならないものである。

さらに、賃貸借契約の相手方(貸主)について、5月22日の調査回答の中で同議員は「学校法人山本学園の代表者がAであることから、同人と賃貸借契約を結んだ。」と説明しているが、6月4日の再調査回答では「Aが実質的な大家であるとみなして、同氏と契約した。」と説明内容が変更されている。また、「当該3階部分の所有者はもともと同氏(A)であった」との説明は、登記簿の記載内容と異なっている。

これらのことからもうかがえるように、同議員は自らが借主となって締結した賃貸借契約の対象物件について、その所有・権利関係に関する基本的理解を欠いているといわざるを得ない。

同議員は調査回答(5月22日)の中で、203号室は「平成23年3月までは空室であった」とし、また、「本人の自宅は202号室である」と説明しているが、他方で、平成23年3月1日付本件契約書の借主である同議員の住所が「杉並区和田1-61-18-203」となっていることについて、同議員は「不注意によるミス」とであると回答している。

以上から、本件契約書は賃貸借の対象及び賃貸人という契約の基本的な事項があいまい、かつ、ずさんな内容で、その有効性に強い疑義があるといわざるを得ない。

次に、実際に賃借料が支払われたかどうかについて検証した。

区議会事務局に提出された賃借料の領収書は全てパソコンで印字・作成されたものであり、親族間の内部的資料とみなされるものであるため、他に賃借料の支払を客観的に確認できる資料(Aの確定申告書等の写しの該当部分など)があるか質問したところ、同議員は「Aに存否を尋ねたが、回答を得られなかった。よって当方では把握していない。」との回答であった。

また、本件契約書第2条で「賃料は毎月末日までに、乙は甲方に翌月分を持参し支払うこと」とされているにもかかわらず、上記領収書では当月分賃借料

がすべて当月支払という記載となっており、賃借料の支払方法に係る契約内容と領収書の記載が異なっていることについて、同議員は「うっかり気付かず今日に至った」としている。

以上のとおり、政務調査費の支出対象となった本件事務所に係る賃借料の支払の事実があったことは裏付けられなかった。

以上を総合すると、請求人の主張にある生計を一にする親族の所有に係る賃貸借であったかどうかを検証するまでもなく、契約書の有効性には強い疑義があり、賃借料の支払の事実も確認できないことから、本件事務所賃借料に係る政務調査費の支出は適正を欠き認められないものと判断される。

#### (5) 人件費について

政務調査費の計上の際に、田中議員から提出された勤務報告書や請求人から提出された事実関係を証する書面などから、次の事実関係が確認できる。

- Bを事務補助職員とする勤務報告書及び同報酬領収書を添付したうえで、人件費として合計550,000円が平成23年度分の政務調査費として計上されている。
- Bは、平成23年7月1日に秋田県横手市の朝倉公民館で開催された歌舞伎ワークショップに講師として参加しているが、勤務報告書では同日に事務補助職員として勤務したこととなっている。また、同年9月2日から同月27日までの間秋田県小坂町での芝居公演に出演しているが、当該公演期間中の7日間についても勤務したこととなっている。

請求人は、同議員とその知人であるBとの間の雇用関係は架空であるとして、その賃金に係る政務調査費の支出が違法又は不当であるとしている。その根拠として、勤務報告書では勤務日とされているにもかかわらず、Bが出演する演劇の地方公演等と重複する期間があり、現実的に勤務不可能な状況にもかかわらず、勤務報告がされていることを挙げている。

これに対し、同議員は、区議会議長の調査回答における抗弁の中で「Bの監督・指示のもと、同氏の友人(D)が事務所に来て、同氏の業務を補佐・代行したこともあった」等としている。

しかしこの説明内容では勤務実態に係る事実関係が全く明らかにされていないことから、区議会議長に対して同議員に対する質問項目を示して再調査を求めた。

そこで、この再調査に対する同議員の回答に基づき、補助職員の勤務実態等について検証する。

再調査において同議員は、例えば、Dの補佐・代行の具体的内容について「友人のBと、連絡を取り合い、打ち合わせを行いながら、同氏のテープ起こしや

パソコンへの入力作業に種々の助言を頂き、一部単純作業を手伝うなど協力頂いていた。」旨の説明をしているが、Bが単独で勤務した日とDが補佐・代行したとする日はいつかという質問については、いずれについても「記憶していない。」とし、請求人から指摘された矛盾点に何ら答えていない。

また、区議会事務局に提出されたBの報酬領収書は全てパソコンで印字・作成されたものであるため、当該領収書以外で賃金の支払の事実が客観的に確認できるもの（Bの確定申告書又は通帳の写しの該当部分など）の有無について質問したところ、「Bに存否を尋ねたが回答を得られなかった。よって、当方では把握していない。」との回答であった。

本件では、補助職員であるB以外の者の勤務をBの勤務とみなして政務調査費の支給を受けたということになるため、区議会事務局が同議員に対して勤務報告書及び賃金の領収書の再提出を求めたが、それにも応じていない。

以上、補助職員の勤務や賃金支払を裏付ける具体的な説明や客観的な証拠書類の提出はなく、そもそも同議員とBとの間の雇用関係及び勤務が存在したのか、また、政務調査費の対象となった賃金の支払があったのかについて確認できなかった。これでは、「勤務報告自体が架空」と指摘されてもやむを得ないものといわざるを得ない。

以上を総合すると、本件事務補助職員人件費に係る政務調査費の支出は認められない。

### 3 意見・要望

監査の結果は以上のとおりである。この結果を踏まえ、監査委員としての意見を以下に述べる。

#### (1) 使途の適正と透明性の確保について

本件請求においては、請求人から具体的な証拠資料に基づき支出について違法・不当とする事実の主張がなされた。このような場合、当該議員は政務調査費の使途の適合性について自ら積極的に明らかにすることが必要であるが、当該議員本人による説明責任が果たされたとはいえないものであった。こうしたことは、一議員にとどまらず、政務調査費制度や区議会への信頼を損なうものであり、遺憾である。

政務調査費の使途については、会派及び議員の自律と責任のもと、制度の趣旨に沿った適正が確保されなければならない。今後、このような事案が発生することがないように強く要望する。

#### (2) 使途基準等の改善について

今後、使途基準等に関し、次の事項について区議会において検討するよう要望する。

大学等の教育機関に係る学費については、個人としての学歴や資格の取得という側面がある。このため従来は「行政に関する調査・研究に特化された特別な理由」がある場合とするなどの慎重な取扱いを求めてきた。

使途として認める場合の要件等について検討することを望む。

事務所費の賃借料については、使途基準細目において「自己又は生計を一にする親族」所有の物件の場合は計上できないとされているが、「生計を一にする親族」については定義が規定されておらず、その意味が明確ではない。判断基準を明確化し、統一した取扱いができるよう検討することを望む。

# 別紙 1 - 1

(平成 25 年 4 月 30 日 杉監査第 2502 号収受)

2013 年 4 月 30 日

杉並区監査委員(宛)

杉並区議会の田中ゆうたろう議員に対する平成 23 年度政務調査費に関する措置請求書

地方自治法第二百四十二条第一項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

1. 請求の趣旨および内容  
別紙の通り

2. 請求人  
a  
b

## 措置請求の趣旨及び内容

田中 ゆうたろう 区議会議員の平成 23 年度（2011 年度）政務調査費収支報告書（平成 23 年 4 月 24 日受理、7 月 10 日訂正）を検討したところ、政務調査費に関する条例等の規定に反する次のような違法・不当な支出があることが判明した。

1. 田中ゆうたろう区議会議員は、平成 23 年 4 月の区議会議員選挙に初当選して区議会議員に就任したことにより、平成 23 年度政務調査費費用として杉並区議会事務局から平成 23 年 5 月度分から 24 年 3 月度分の合計 1,760,000 円の交付を受けた。それに対して 合計 2,859,653 円の支出があり、差引き 1,099,653 円の支出超過であったとして 収支報告がなされている。

各議員は、公費として交付を受けた政務調査費を年度受給額の範囲内で支出し、年度支出額が受給額を超えないよう支出を計るべきであることが 基本的な原則であり、このような受給額に対する支出計上額の極端な超過は、その原則を頭から無視したものであって、収支報告書の全体が不当である。監査委員は厳正な監査をされることを要請する。

2. そこで、支出報告の個別具体的内容を点検したところ、その経費の使途・目的、内容および経費計上の手法が 著しく不当・違法であると解される 次のような支出計上があることが判明した。

明星大学通信教育（幼児教育）学費およびスクーリング受講諸費用	合計 93,000 円
明治大学専門職大学院 入学金および学費 諸費用	合計 947,500 円
借用事務所賃借料として（100,000 円×11 ヶ月分×按分率 50%）	合計 550,000 円
事務補助職員を雇ったとして（50,000 円×11 ヶ月分）	合計 550,000 円
	以上合計 <u>2,140,500 円</u>

上記の通り、不当支出と解される計上額だけで政務調査費受給額を超える異常な状況である。

（政務調査費交付額合計 1,760,000 円 - 不当支出の計上額 2,140,500 円 = 380,500 円）

これらは法律・条例・規則等に基づかない違法・無効な支出であり、特に 上記 の補助職員人件費の計上は雇傭事実がない架空計上であり、虚偽による詐取であると断じるべきである。

以上の通り 支出計上合計額から不当計上額を差し引いた 719,153 円を 受給額合計から控除した 1,040,874 円は不当利得であり、田中議員はその不当利得を得ている。

支出計上合計額 2,859,653 円 - 不当計上額 2,140,500 円 = 問題点不指摘額 719,153 円

受給額合計 1,760,000 円 - 問題点不指摘額 719,153 円 = 不当利得額 1,040,874 円

田中議員に 政務調査費 不当計上額 2,140,500 円の計上取消しと、不当利得 1,040,874 円の金員の返還を請求するよう杉並区長に求める。

### < 総括的な収支状況について >

1. 田中区議については、まず、政務調査費の収支報告の総括的内容(数字)が異常である。政務調査費受給額に対して支出計上額が超過、支出計上額は 実に受給額の 1.62 倍である。田中ゆうたろう区議の 23 年度政務調査費収支報告 科目別合計金額

収入(政調費受給)	1,760,000 円	に対して
支出 1. 調査研究費	1,091,210 円	
その内、大学院等通学学費関係		1,040,500 円
(内訳) 明星大学通信教育 スクーリング受講費等		93,000 円
明治大学専門職大学院 入学金および学費		947,500 円



2. 事務所費	550,000 円	( 50,000 円× 11 ヶ月)
3. 人件費	588,309 円	内、事務補助職員報酬 550,000 円
4. 広報費	507,150 円	政務報告印刷費用( 1 件)
5. その他	122,984 円	事務費、資料購入費
支出合計	2,859,653 円	
よって 支出超過	1,099,653 円	となっている。

2. 各議員は、公費として交付を受けた政務調査費を年度受給額の範囲内で支出し、年度支出額が受給額を超えないよう支出を計るべきであることは、改めて言うまでもないことである。

したがって、議員が、政務調査費として交付された年額を超えて支出計上した金額は、条例で規定された政務調査費ではなく、議員個人の資金による支出である。よって、支出額のどの部分が公費としての政務調査費による支出なのか、どの部分が議員個人の資金による支出であるのかが、不明確な収支報告書は、そもそもが、作成・提出されるべきではなく、区が受理するべきものではない。

上記の収支報告の如き受給額に対する支出計上額の極端な超過は、その原則を頭から無視したものであり、収支報告書の全体が不当である。監査委員は厳正な監査をされることを要望する。

## 事実証明書

### 1. 調査研究費

明星大学通信教育(幼児教育)および明治大学専門職大学院の学費の支出計上の問題点

上記の通り、調査研究費の支出 1,091,210 円の内、大学院等通学学費関係の支出計上は合計 1,040,500 円である。

この費用は、「政務調査費の取り扱いに関する規定」第二条「次に掲げる経費は、区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないものとする。」の六の「政務調査の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費」に該当し、政務調査費の調査研究費とは認められないものである。

(1) 明星大学通信教育学費およびスクーリング受講(教育社会学、保育学、音楽教育、図画工作教育など)の諸費用合計 93,000 円を政務調査費に支出計上

田中議員は自分のブログ上の略歴に 和田 1-61-8 の「学校法人山本学園明愛幼稚園に 2008 年より勤務、事務及び日本語講師を担当。幼少期からの道德教育や、幼児教育に対する社会認識向上の必要性を痛感する。」などと掲載しているが、明愛幼稚園は田中議員の母の E が園長であり、園長の父の F (つまり、田中議員の祖父) が創設者であって、幼稚園の経営は いわば家業に当る。したがって、幼児教育関係の通信教育受講は 自己の私的な技能習得の目的のためであり、区の条例に基づく規定に反する。区民の税金から支出して田中区議に支給すべきものではない。

(2) 明治大学大学院ガバナンス研究科(専門職大学院)の入試受験料および合格後の学費・諸費 合計 982,500 円を政務調査費に支出計上(内、入試受験料 35,000 円は後日取消し) 学費を政務調査費から支出するための要件と区の条例に基づく規定に反する

(a) 田中議員は 自身のブログ上では「学習院大学文学部を経て・・・」などと掲載しているが、選挙公報では同大学中退となっており、明治大学大学院(専門職)入学は「学歴獲得」のためであり、同大学院の入学選考の制度上、現職議員の場合は、入学資格において大学卒と同等と認められる特認措置があり、また入学選考に優遇枠(後期 9 月下旬入学・前期 9 月中旬修了)があることを、平成 23 年 4 月に区議に当選した機会に利用したものと推察さ

れる。

その動機はともかく、田中議員作成の「政務調査費への学費計上の理由」が自ら示す通り、自己の個人的目的のために自分の独断で入学を決定しており、所属する区議会会派の決定により同大学院に派遣されたものではない。したがって、学費を政務調査費から支出することは、一般的社会常識からして許されないことであるが、判例からしても認められない。

政務調査費からの学費の支出に関わる裁判の判例は、区会議員の専門職大学院への通学が所属会派から派遣されたものであること、および、通学先が派遣された目的である公共政策の学習に適合することにより、その二つを理由として学費の政務調査費からの支出を認めている。言い換えれば、その二つの要件が満たされていないならば認められないと解すべきである。

(判例)

平成 18 年 7 月 14 日 東京地裁判決

平成 17 年 (行ウ) 第 551 号 損害賠償 (住民訴訟) 請求事件

平成 18 年 11 月 8 日 東京高裁判決

平成 18 年 (行コ) 第 211 号 損害賠償 (住民訴訟) 請求控訴事件

- (b) 田中議員の明治大学大学院への入学は、次項において指摘するとおり、その目的が自己の学歴獲得のため、または 学識・能力の向上のためであり、自己の私的な技能習得が目的である。また、大学院への通学自体が 区会議員の政務調査ではあり得ず、本質的に異なるものである。

したがって、その学費は、「政務調査費の取り扱いに関する規定」第二条「次に掲げる経費は、区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないものとする。」の六の「政務調査の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費」に該当し、政務調査費の調査研究費とは認められないものである。

地方分権一括法の施行後 既に 10 年以上が経過している

地方分権一括法の施行後 10 数年が経過し、現在では、本来は 当時から就任されている各議員は その政策立案・法務能力の知識をその間に学習されており、また、その後新たに就任された議員は 既にその能力・知識を取得していると自認するから議員に立候補し、当選して就任していると看徹して考えるべきであり、今日では、基本的に議員を公費で 公共政策大学院等へ派遣し勉学させる意義はないと考えるべきである。

もし、未だ 全議員に それらの政策立案と法務能力の知識の習得をさせるが必要であるとすれば、既に 公共政策大学院等への通学を経験し、専門的知識を獲得した議員を除き、区議会が 計画的に議員をその目的に合致した大学院等へ派遣しなければならない道理になる。

議員の大学院等への通学は、要するに、学歴の獲得が目的でなければ、自己研鑽のためであり、あくまで個人的な問題である。何かの理由をつけて学費を政務調査費から支出することは一般的社会常識からして容認できない。

政務調査費収支報告への学費計上の理由の問題点

田中議員が、明治大学大学院の学費の支出計上の理由として政務調査費収支報告書に添付した書面によれば、

「専門職大学院ガバナンス研究科に入学し、ガバナンスを専攻することで、公共政策学に関する高度の専門知識を獲得し、もって地域住民と自治体による政策創造の実践的方法論を学ぶことは、杉並区における政策課題の現状分析と資料収集をもとに、区に対し政策の立案・提言をはかろうとする議員の政務調査の一環として、必要不可欠の重きを為すものである。故に、明治大学専門職大学院入学学費を計上する。」(原文全文転記)

などと、政務調査費収支報告への学費計上の理由が述べられている。しかし、

(a) 述べられているのは、「学費計上の理由」であって、「入学と通学の理由」ではない。自分の所属する会派から派遣されて通学するとの理由は、一切書かれていない。その事実がないからであり、そのような認識自体もないことが、そのことにより明らかである。

(b) また、「専門職大学院ガバナンス研究科に入学し、公共政策学に関する高度の専門知識を獲得し、もって地域住民と自治体による政策創造の実践的方法論を学ぶことは、区に対し政策の立案・提言をはかろうとする議員の政務調査の一環として、必要不可欠の重きを為すものである。」などと書かれているが、専門職大学院ガバナンス研究科に入学し、公共政策学に関する高度の専門知識を獲得することが、議員にとって必要不可欠の重要性があるのであれば、

イ. 田中議員自身 その必要不可欠な高度の専門知識を獲得せずして区会議員に立候補し、就任たことになるので、ここで一度議員を辞職して、高度の専門知識を獲得した後に改めて立候補しなければならないことになる。主張と実際が矛盾していると解される。

ロ. また、所属会派の他の議員、および区議会の他会派の議員は、同じく、既に公共政策大学院等へ通学し、必要不可欠な高度の専門知識を獲得したのでなければならないことになる。

要するに、田中議員の「学費計上の理由」は単なる作文であると断じざるを得ない。

(c) なおまた、上記の「学費計上の理由」の記述は、「公共政策大学院入学は、議員の政務調査の一環として、必要不可欠の重要性がある」との主張とも読める。しかし、大学・大学院は基礎的・専門的学識・知識を学び習得し、個々人の能力の向上を図る場であり、通学はそれを目的とするものである。したがって、公共政策大学院への通学は、区会議員の政務調査ではなく、本質的に全く異なるものである。政務調査の対象でもなく、その範囲でもなく、よって、その一環でもあり得ない。「政策創造の実践的方法論を学ぶことは、議員の政務調査の一環として必要不可欠の重要性がある」などというのは成り立たない理屈であって、やはり上記の記述は、学費計上の理由付けのために作成した作文であると断じざるを得ない。

(d) 上記の諸点の帰結として、田中議員の 明治大学専門職大学院ガバナンス研究科への入学は、自身の所属する会派からの派遣によるものではなく、その目的が自己の学歴獲得のためであるか、または学識・能力の向上のためであるかの いずれにしても、自分自身の判断と決定によるものであると結論づける以外にないと解した。

入学試験受験料（入学検定料）の政務調査費支出計上の取消しについて

田中議員は、明治大学専門職大学院の入試受験料 35,000 円を 平成 23 年度政務調査費収支報告において支出計上、24 年 4 月 収支報告書を提出し、それを 後日 24 年 11 月に取消し、訂正報告をしている。

学費の全額を取り消すのではなく、入試受験料のみを取り消すのは、如何なる理由によるものか、理由は記載されていないが、「入学確定後の学費なら、ともかくも、入学出来るか否かの判定のための費用まで公費での支出を請求するのは、あまりにも 政調費計上の範囲を逸脱している」と、田中議員本人が考え直したか、あるいは他からの助言による以外に、他に理由は考えられない。

しかしながら、もし、大学院入学が 会派からの派遣によるものであれば、入試受験料も公費による負担を請求する方が一貫しており、取消し訂正は、大学院入学が議員自身の目的のための自身の判断によるものであることを、図らずも 示している。

なお、次のことを特に追記する。

杉並区の政務調査費の交付は、各議員または会派に交付されるが、田中議員の所属会派である杉並区議会自民党の場合は 各議員が交付を受け、会派として 交付を受けるのでは

ないから、政務調査費への学費の計上をもって 会派から認められたから 学費を支給されたと主張することはできない。会派から専門職大学院へ派遣されたと主張するには、それを、証明するものが必要である。

(3) 以上の通り、

田中議員の調査研究費支出計上の内の 大学院等通学学費関係

明星大学通信教育 スクーリング受講費等 93,000 円

明治大学専門職大学院 入学金および学費 947,500 円

合計 1,040,500 円

は、適正な支出であると認められず、学費関係の政務調査費計上の取消しと、計上金額の区への返還を求める。

## 2. 事務所費

事務所費として 毎月 50,000 円( 100,000 円×按分 1/2 )、23 年 5 月～24 年 3 月の 11 ヶ月分を政務調査費に支出計上 合計 550,000 円

これは、規定の処理基準によれば、借用事務所について認められていることであるが、公表されている田中議員の事務所の住所は和田 1-61-8 となっており、自宅の住所と同じである。また、23 年 4 月 1 日から借用しているとする事務所の住所も同じ和田 1-61-8 である。

その点について調査したところ、田中議員は、下記の通り、形式上自宅を借用しているとの賃貸借契約書を作成する操作をして政務調査費に支出計上しているものと判断されることが判明した。これは、不当な支出計上による不正受給であり、政務調査費計上を取消し、計上金額を区に返還することを求める。

(1) 政調費収支報告書に記載の内容、添付証憑書類および田中議員の主張

事務所費として、23 年 5 月～ 24 年 3 月毎月 50,000 円( 1 ヶ月賃料 100,000 円×按分 1/2 )の 11 ヶ月分合計 550,000 円を支出計上

上記支出計上の証憑書類およびその内容は下記の通りである。

政調費収支報告書に添付の事務所の賃貸借契約書の内容

市販の所定の賃貸借契約書の用紙を使用して所定欄に記入押印

契約日 平成 23 年 3 月 1 日

賃貸借の期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 2 年間

賃貸借物件の所在地 杉並区和田 1-61-18

賃貸借物件 同上 住宅の一部 2 階 203 号室 10 帖 1 室

貸主 ----- A

借主 杉並区和田 1-61-18-203 田中 裕太郎

連帯保証人 -----

区議会事務局のファイルにある賃貸借契約書の貸主の住所および連帯保証人の住所・氏名の個所は黒テープを貼って隠されているが、この際、賃貸借契約書の原記載の公開を要請する。

賃貸借契約書以外の添付書類、説明資料は添付されていない。

以上により田中議員は次のように主張しているものと受け取れる。

『平成 23 年 4 月 1 日に新親に事務所として、自分が従来から居住する住宅の一部 2 階 203 号室 10 帖を賃借する契約を A と結んだ。貸主 A は生計を一にする親族ではない。よって、事務所賃借料を事務所費として政務調査費に支出計上する。』

(2) 提出書類と事務的措置の上から判断される問題点

貸主は生計を一にする親族ではないと説明し証明する資料は何も添付されていない。

事務所賃借料については、合理的明白に貸主が第三者であり、第三者が所有する物件の借

用であると判断される場合を除いては、それを説明し、証明もしくは疎明するものを提出することが、議員としての道義的義務である。特に同じ建家に居住する親族が貸主であり、生計を一にする親族であるとの疑念がある場合においては、そうではないことを説明し証明する資料を提出することは、一般的社会通念上当然の義務である。

その理由は、そのような説明・証明する資料の提出を必要としないならば、規定・基準に反する処理であっても、議員側が支出計上する通りにフリーパスで認められることになるからである。社会通念上、それを認めるようなルールはあり得ない。

そのように指摘すると、議員側から性悪説に立たず、議員を信頼するべきであるとの反論が出るかも知れない。しかし、下記3. 人件費の項にて述べることからすれば、信頼せよと言う方が無理である。

上記賃貸借契約書によれば、田中議員は、住所が杉並区和田 1-61-18-203 であり、且つ同じ杉並区和田 1-61-18 の住宅の一部 2 階 203 号室を A から借用したことになる。

これは自己撞着であり、イ. 住所が杉並区和田 1-61-18 の田中議員が同じ住宅の別室の 2 階 203 号室を新規に追加借用したのか、それとも、ロ. 元から 2 階 203 号室に居住していて、にもかかわらず、今回新規に賃貸借契約を結んだのか、のどちらかでなければならぬ。

しかし、後者の場合は、何故それまで賃貸借契約を取り結ばず今回になって結ぶのか、その理由、それとも、従来から賃貸借契約があったとすれば、それとの継続性の説明が必要であるが、それらの点が不明確であり、非常に疑問である。

上記の点を総合して、全体に話の辻褄が合わず、賃貸借契約の内容と契約書の作成は作文である疑いが強い。

当該住宅における田中議員自身の居住部分、「田中ゆうたろうを育てる会事務局」および「今申楽 臈座」との事務所の使用面積割合の関係も、賃借料の負担割合も不明確である。田中議員は、その内容を明確にするべきである。

田中議員が上記賃貸借契約書の形式で以て主張するならば、一貫して形式論で通せばよいが、しかし、その決定的な問題点は、当該の建物の登記関係を調査、確認したところ、建物は構造上 3 階建であり、2 階部分の所有者(登記上の権利者)は A ではなく、学校法人山本学園であることである。なお、3 階部分も A 一人の所有ではない。

したがって、上記の賃貸借契約は、記載が事実と反し無効であり、その作成は事務所賃借料を政務調査費に計上するための作文であると判断する。

既にこの点において、田中議員は事務所費の政務調査費への計上を取消し撤回されるべきである。

### (3) 関係者の親族関係と当該家屋への入居関係の実態

上記の貸主、借主と連帯保証人の関係

貸主 A は学校法人山本学園明愛幼稚園の創始者である前理事長の夫人であり、現在の理事長である。同幼稚園の園長は E であり、A の娘に当る。田中裕太郎(区議田中ゆうたろう)は E の子息であり、よって A は田中区議の祖母である。

これらの点については、事実関係を公開された情報および近隣在住の園児の父兄からの情報提供によって確認している。ただ、A と前理事長、および他の親族との続柄については、個人情報保護の上で第三者が戸籍抄本や住民票を取得できないため、親族である点以外は、公的な情報を確認できていないが、諸情報と諸条件(不動産登記上の相続の状況など)からして、田中区議の祖母であると考えて間違いないと判断する。

連帯保証人の―――氏は E の夫であり、田中議員の父の G であると、推定される。

上記の四者は、上記賃貸借物件の家屋に同居しており、同居の親族関係にある。

なお、田中議員は幼少の頃よりその住宅に住んで育ち、3 世代同居で居住していたものと

判断され、現在は主事の肩書きで同幼稚園に勤務している。

上記の家屋への入居関係の実態

山本学園明愛幼稚園(田中区議の勤務先)と田中議員の自宅、事務所、および「田中ゆうたろうを育てる会」(いずれも公表されている住所は同じ和田 1-61-8)の実際の所在状況は、次の通りである。

イ. 明愛幼稚園の敷地の道路に面する右角にかなり大きな建坪の住宅があり、一見して幼稚園の施設、兼園長(あるいは理事長などの関係者)の住居であると判断できる。それが上記賃貸借契約の家屋である。

ロ. 住居入り口の左側に「山本」の表札があり、入り口の門柵右側に「田中」、その下に「田中ゆうたろう・田中ゆうたろうを育てる会事務局/今申楽 隴座・隴太夫」の表札がある。

つまり、一般的な判断として、A、E夫妻、田中ゆうたろう議員がその住宅に入居していることを示すものである。

ハ. 同じ所番地内では他に田中議員の「事務所」が入居しているか、入居出来る建物はない。

ニ. つまり、上記の四者と田中議員の「事務所」は、同じ建家内に入居していることになる。

また、その建家は血縁関係にある複数世代が同居している住居であると判断するのが妥当である。

#### (4) 以上を総合しての判断

上記(2) ~ 項および(3) ~ 項を総合して判断すれば、上記の賃貸借契約書は当該の住宅の所有者ではないものとの契約であって無効であり、この住宅内の事務所は、実態として「賃借」ではなく「自己所有」に該当すると判断した。

イ. 政務調査費の事務所費の計上は、規定の処理基準によれば借用事務所について認められていることであるが、田中議員の事務所は和田 1-61-8 にあり、この住所は田中議員の自宅と所番地が全く同じである。また、貸主の住所もまた同じ和田 1-61-8 であり、しかも貸主は同居の祖母である。

つまり、田中議員は自宅を形式上姓の異なる人物から事務所として借用するものとして、賃貸借契約書を作成して操作し、政務調査費に支出計上しているものであるといえる。

ロ. 田中議員は幼少の頃よりその住宅に居住し、両親および祖父母と同居して育ち、現在に至っていると解される。その間、同居親族の間でよくあることとして、互いの個人的資産管理は別であり、田中議員の両親と祖父母との間に何らかの名目(食費とか、家賃とか)で何がしかの金銭を定期的に受け渡すことがあっても、それを以て生計を別にしていると主張することはできない。そのことは、田中議員と両親、議員と祖父母の間においても同じである。

田中議員は、幼少の頃よりその住居を自宅として居住してきたと解され、成人後において、改めてその自己の使用部分をAとの間で賃貸借契約書を交し、家賃を納めてきているなどは、まず考えられない。もし、極めて類似稀にして一風変わった例として実際にあったとしても、それは外見的形式上の問題であって、常識的には、そのことで以て「使用する事務所が、生計を別にする親族の所有物件の貸借であり、規定の用途基準細目による貸借事務所である」とは解釈できない。「自己又は生計を一にする親族の所有」をいう「自己所有」に該当すると解釈するべきである。

上記の状況において、「生計を一にしていない」と主張するのであれば、田中議員がそれを説明し、証明するべきである。

ハ. したがって、事務所費計上は「政務調査費の取り扱いに関する規定」の用途基準からして認められない。不当受給であると判断した。

#### (5) 以上につき、事務所費についての政調費計上の取消しと、計上金額 550,000 円の区への返還を求める。

監査委員は厳正な監査をされることを要望する。

### 3. 人件費

#### (1) 23年度補助職員の雇傭状況と賃金の計上額 合計 550,000円

田中区議は、平23年2011年の4月の区議会選挙で初当選して区会議員になったので、政務調査費の収支は同年5月から始まっており、23年度の支出は11ヶ月分である。

政務調査費収支報告書によれば、Bという一人の人物だけを毎月継続して雇傭していて、支払額は議員一人当たり月額上限の50,000円×11ヶ月＝550,000円である。

#### (2) 補助職員について

補助職員として毎月雇傭したことになるBという人物について、本当にその人物を雇傭している事実があるのかどうかの疑問があり、調査したところ、下記の通りその事実はなく、雇傭は架空であると判断した。

##### Bの人物について

Bは、下記 項「田中議員とBの接点」にて記述する人物と姓名が一致し、田中議員の知人関係に別に同姓同名の人物がいない限り、その人物である。

区所定書式の事務補助職員の勤務報告書と報酬領収書に記入されている内容を点検しようとしたところ、住所・生年月日の個所は、区議会事務局のファイルでは黒シールで隠されているため、住所は不明であるが、生年月日は公開された情報で下記の通り判明している。その生年月日は区議会事務局のファイルの原記載に一致するものと推察する。この際、同ファイルの原記載の公開を要請するものである。

##### B

舞台俳優、TVドラマ俳優、イベントディレクター、その他のタレント

芸名 B、本名不詳。本名は別であるとは限らず、Bが本名であるかも知れない。

別の芸名は Cである。

公開された個人情報では、

出身 秋田県秋田市横手 生年月日 1973年1月29日 生れ

1992年 俳小(旧俳優小劇場) 養成所卒

1995年より 前進座所属

2009年～(有) だるま企画所属

2011年6月～ SOS(ソサエティ・オブ・スタイル) モデル・エイジェンシー所属

日本舞踊、地唄舞を特技とし、芸域は歌舞伎からミュージカルまで幅広いとされている。

前進座時代は芸名 Bで舞台に出演。前進座を離れて後に芸名 Cを名乗る。

ただし、現在も前進座の舞台にも座員ではないが臨時で出ており、籠かき、捕り手などの端役を努め、そのときは Bを名乗る。

前進座の公演では、2005年「女殺し油地獄」、2012年6月「鳴神」(各地巡演) などに出演。

他の劇団では、2011年1月「遊戯空間」公演「真景累ヶ淵」(築地本願寺ブディスト・ホール)、2011年9月「劇団夢の旅」公演「大当たり湯島千両」(大館市康楽館) などに出演。

TVでは、2005年～ 『信州のコロンボ』シリーズ『死者の木霊』『乗せなかった乗客』など、2011年～ TBS「ザ・今夜はヒストリー」に出演。

他に、映画などにも出演している。

##### 田中議員とBの接点

田中議員は、自身のブログに「平成16年2004年劇団「今申楽隴座」(いまさるがく おぼろぎ)を旗上げ、以後、杉並を中心に能・狂言を踏まえた作品作りを行い、・・・」と書いているが、この劇団「今申楽隴座」の連絡先は 杉並区和田 1- 61-18 であり、田中議

員の住所と同じである。

その「今申楽座」が、2007年に修禅寺境内特設舞台で『勸進今申楽「修禅寺」』を演じているが、出演者の中にBがいて、田中議員自身も「臈太夫」の芸名で出演している。今申楽「修禅寺」は、2009年に「両国シアターX」でも演じられており、そのときの公演ではBはCの名前で出ている。

田中議員とBにはこのような接点があり、年齢的にもほぼ同じである。

事務補助職員のBは、俳優のB=Cである。

上記の田中議員とBの接点、および姓名の一致により、事務補助職員のBとは、間違いなく俳優のB=Cのことであると判断した。

そこで、問題は本当にBが田中議員の事務所で事務補佐を務めていたかどうかである。

(3) 実際にはその人物を雇傭しておらず架空計上であることを示す状況事例

区の所定書式による事務補助職員の勤務報告書書、および報酬の領収書に記入されているところによれば、Bの住所、生年月日の個所は議会事務局により黒シールを貼って隠されているが、氏名がパソコン書きであり、したがって住所、生年月日のいずれもがパソコン書きであると判断される。捺印の印鑑は三文判である。

これを以て、直ちに架空であるとは言えないが、極めて人工的であり、少なくとも真実であるとの証左にはならない。

ところで、23年12月度の「勤務報告書」では、出勤日10日、報酬額50,000円に対して、勤務内容を見ると、合計9回(9日)しか出勤していない。これは、明らかに「勤務報告書」の作文作成時のうっかりミスである。

実務上の経験則からすれば、1ヶ月50,000円の結論に合わせるために勤務の中身を作文するような場合に、往々にして起きるミスであり、十分にチェックをしたつもりでもその内の一つは見落すものである。

政調費収支報告によれば、事務補助職員としてB一人だけを毎月継続して雇傭し、毎月決まって、1ヶ月に10回出勤し、1回の出勤はam 9:00 pm 14:00の4時間で、時給1,250円、日給5,000円、であるので月額報酬は50,000円である。

1回出勤の1日4時間に通勤時間を往復2時間として加算すれば、1回の出勤で約6時間が拘束され、他に振り向け得る時間はpm15:00以後である。また、1ヶ月に10回の出勤は、1ヶ月の仕事日を22日とすれば、その4.5割であり、およそ1ヶ月の内の半分が出勤日である。

これで月額報酬50,000円では、Bのような俳優・タレントのアルバイトとしては割が合わないのではないだろうか。時給1,250円は1日7時間22日フルに勤務しても月額20万円にならないレベルの額である。

俳優のB=Cならば、アルバイトをするにしても、他にもっと割りのよい仕事をする筈であると解する。

一般論として、Bのような俳優・タレント業は、仕事のあるなしが不安定であるので、アルバイトをすることもあり得る。しかし、舞台の仕事が決まったときには、少なくとも公演の1ヶ月前から舞台稽古に入り、公演中は勿論のこと、その間はアルバイトなどをする時間的余裕はないと解する。したがって、年間を通して、毎月、月内を適当な間隔で出勤することなどは、極めて不自然である。

Bは、前進座所属の期間に、巡業公演のブログ旅日記を他の座員数名と回り持ちで担当しており、インターネットの心得はあるようである。したがって、田中議員のホームページなどを手伝ったことはあるかも知れない。その関係で、政調費の人件費の架空計上にBの名前を借りることにしたものと推察される。

しかし、以上の点によっても、Bが勤務報告書の記載通りの勤務をしておらず、当日その



時間には別の場所で、別のことをしていたという事実の証拠がなければ、論理的推論ではない。ところが、次項に記述するように、インターネット上で、その証拠となる、公開されている情報を得た。

(4) 人件費架空計上の証拠 = 田中区議は実際にはBを雇っていない

公開された情報によって判明したところでは、下記の期間、日時においては、B = Cは田中議員の「事務所」とは全く別の場所で別のことをしており、政務調査の事務補佐などは物理的に不可能である。

「政務調査活動補助職員勤務報告書」の平成23年9月分では、Bは、9月2日、6日、9日、13日、16日、22日、27日、28日、29日、30日の10回、各々am9:00～pm14:00の勤務をしたことになっている。

しかし、実際には、平成23、2011年9月2日～9月27日の間、C名で秋田県大館市小坂町の芝居小屋「康楽館」にて「劇団夢の旅」の公演、演目「大当たり湯島千両」の一ヶ月興行に茶店主人長吉役で出演しており、その期間に上記の勤務などは物理的に不可能であるといえる。

いくら強弁の言い訳をしても、初日の9月2日、最終日の9月27日は勿論のこと、その間の日でも日給5,000円のために時間と交通費を使って何度も東京に戻ることは、あり得ない。

「補助職員勤務報告書」の平成23年6月分および7月分によれば、6月の終わりから7月初めにかけては、... 6月30日、7月1日、2日、3日、4日... の勤務報告となっている。

しかし、実際には、平成23年7月1日には、B = Cは郷里の秋田県横手市の朝倉小学校にて小学5年生を相手に「歌舞伎ワークショップ」の講師を努めており、少なくともその前後の日は東京にはいない。勤務報告書は虚偽の作文であると判断した。

横手市朝倉町の朝倉公民館館報「あさくら」平成23年8月1日号によれば、「歌舞伎のけいこにおじゃましました」「7月1日(金)朝倉小学校にて横手市出身の歌舞伎役者・Cを講師に歌舞伎ワークショップが行われ、一一子ども達が学びました。現在、10月の朝倉秋まつりで上演される『創作子ども歌舞伎』にむけて、5年生児童75人が一生懸命けいこに励んでおりますので、本番当日を楽しみに待ちたい一一」との記事が掲載されている。

以上2件の事実と3. 項にて指摘したことを併せて、上記2件の該当期間だけではなく、田中区議作成の23年度「補助職員勤務報告書」の補助職員勤務状況は、23年度分全体が意図的な架空の作文であり、虚偽であるとの結論になる。

(5) 結論として

以上により、田中区議の23年度「政務調査費収支報告書」における「政務調査活動補助職員勤務報告書」と補助職員の報酬の「領収書」は、全て架空の作文による作成であり、それによるとする人件費の支払額の『議員一人当たり月額の上限の50,000円×11ヶ月＝550,000円』は事実に基づかない架空計上であり、虚偽による詐取であると言われてもやむを得ないと結論づけた。

これは、極めて悪質であり、証拠による釈明のない限り、田中区議に550,000円の返還を求めると共に、更にそれ以上の措置を検討しなければならないと考えるものである。

監査委員におかれては厳正に監査され、厳格な判断を下されることを要請する。

以上

## 別紙 1 - 2

(平成 25 年 5 月 15 日 杉監査第 2503 号收受)

2013年5月15日

杉並区監査委員 御中

杉並区議会 田中ゆうたろう議員に対する平成23年度政務調査費に関する措置請求書の追記

4月30日提出、收受された措置請求書に下記の記述を追加いたしたく、提出いたします。  
よろしく收受いただきたくお願いいたします。

### 1. 追加記述の内容

措置請求書 事実証明書 2.事務所費 (2)提出書類と事務的措置の上から判断される問題点の 項(5頁)の次に 項として下記の記述を追加する。

上記賃貸借契約書によれば、契約日は平成23年3月1日であり、賃貸借の期間は同年4月1日からとなっている。ところで、同年4月24日の選挙で当選した田中議員の区議会議員就任は4月30日であるので、それからすれば事務所の賃借については議員就任の2ヶ月前に契約を交し、議員就任の1ヶ月前から借用していたことになる。

そのことについては、議員就任前から選挙事務所として借用していたとの仮定の推測もあり得るが、しかし幼稚園の一画にある建物の2階に、議員事務所を設けるのならともかくも、選挙日の24日前に選挙事務所を開設したというのは、機能面、地理的位置の点、および時期的な点で極めて不自然であり、議員就任後に賃貸借契約書をバック・デイトで作成した疑いが強い。

また、賃貸借契約書によれば「賃料は毎月末日までに、乙(借主)は甲(貸主)方に翌月分を持参し支払うこと。」となっているが、政務調査費収支報告書の支出計上の記載と証憑書類として提出された賃貸料の領収書の上では、毎月「当自分の賃料を当月末に支払った」事務処理になっており、契約書の記載に反している。このことは、実態が伴っていないため、つい、迂闊にも契約書の記載と違う処理をしたものと推定される。

上記の二つの点を考え合わせると、賃貸借契約書を取交わしての事務所の借用は書類の上だけのことであって、実際にはその事実はなかったものと判断せざるを得ない。

### 2. 請求人

a

b

# 別紙 1 - 3

(平成 25 年 5 月 15 日 杉監査第 2503 号收受)

2013年5月15日

杉並区監査委員 御中

田中ゆうたろう議員に関する措置請求書の補足説明および証拠資料の提出

4月30日に提出し、收受された措置請求書についての補足説明および証拠を示すものとしての資料を別添の通り提出いたします。

よろしく収受いただきたくお願いいたします。

## 資料明細

- 1 - 1 明星大学 通信教育受講費用の政務調査費に計上の理由
- 1 - 2 明治大学 公共政策大学院学費の政務調査費に計上の理由
- 2 - 1 事務所賃貸借契約書
- 2 - 2 203号室賃借料領収書 (23年5月分)
- 2 - 3 明愛幼稚園 / 山本・田中邸 外観
- 2 - 4 不動産登記記録写し
- 3 - 1 事務補助職員報酬 領収書 (23年5月分)
- 3 - 2 田中議員とBの接点(今申楽 臈座 公演 案内)
- 3 - 3 Bのプロフィール(B=Cの記述あり)
- 3 - 4 Cのプロフィール(生年月日の記載あり)
- 3 - 5 補助職員勤務報告書 23年6月、7月、9月度
- 3 - 6 横手市朝倉公民館館報 23年8月1日号  
(7月1日Cが朝倉小学校にて生徒に歌舞伎を指導との記事)
- 3 - 7 横手市 芝居小屋 康楽館のホームページより抜粋  
23年9月2日～9月27日にCが劇団『夢の旅』の公演に出演の記事

(資料明細以上)

提出者

請求人

a

b

当選以前から、国の子ども・子育て新システム及び幼保一体化問題に対する政治的関心を持ち、この問題を議論する上で必要な就学前教育行政に関する知識の向上をはかるため、明星大学人文学部心理・教育学部(通信教育課程)に在籍し幼児教育について学んできた。

当選後は、このような学習環境から得られた知識をもとに、杉並区の就学前教育行政に関する発言を重点的に行ってきた(平成23年決算特別委員会、同年第4回定例会一般質問、平成24年基本構想に関する特別委員会、同年予算特別委員会)、今後とも同大学に継続して籍を置き、通信教育課程において在宅学習の重要な指標となる補助教材をもとに、幼児教育に関する最新の学問的成果を学び続けること、また夏季を主とするスクーリングを通じて幼児教育の実践的知識を獲得することは、幼稚園の現場に勤めつつ、そこで汲み取られる保護者・職員等区民の実情のもと、杉並区の幼保一体化問題を重要施策として取り上げる議員の政務調査の一環として、必要不可欠の重きを為すものである。

以上を要するに、幼児教育の現場と実際に関する専門的知識を得ずして、幼児教育を取り巻く行政についてきめ細く議論を行うことは不可能である。故に、明星大学継続費・補助教材費・スクーリング受講費を計上する。

1-2 <sup>D</sup>/<sub>29</sub>

第1号様式 (第3条関係)

# 領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	7月分	No. 11
----------	-----	--------

領	
い。	
依頼人保管	<p>納入期限 (期限後納入不可)</p> <p>収納印の日付有効 収納印の無いものは無効です。</p> <p>200円 管</p> <p>収納印の無い</p>

備

専門職大学院ガバナンス研究科に入学し、ガバナンスを専攻することで、公共政策学に関する高度の専門的知識を獲得し、もって地域住民と自治体による政策創造の実践的方法論を学ぶことは、杉並区における政策課題の現状分析と資料収集をもとに、区に対し政策の立案・提言をはかろうとする議員の政務調査の一環として、必要不可欠の重きを為すものである。故に、明治大学専門職大学院入学費を計上する。

賃貸借契約証書

田中裕太郎 様

203号室



# 貸室賃貸借契約書

所在地 東京都 杉並区 和田 1-61-18 ( )  
住宅の一部 2 階 10 畳 / 室契約人員 / 名  
(第 203 号室)

賃料 各ヶ月金 壹拾萬 円也 共益費 管理費 各ヶ月金 円也

上記に就き貸主を甲とし、借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

- 第 1 条 賃貸借の期間は平成 23 年 4 月 / 日より平成 25 年 3 月 31 日迄の向う 2 年間とする。但し、必要あれば当事者合議の上、本契約を更新することも出来る。
- 第 2 条 賃料は毎月 末 日までに、乙は甲方に翌月分を持参し支払うこと。万一各ヶ月なりとも滞納せる際は権利金敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告を要せずして、本契約を解除し乙は即時明渡すものとする。
- 第 3 条 貸室は現状の儘、住居を目的として使用することとし、甲の承諾なくして人員の増加、賃借権の譲渡、転賃、をしてはならない。
- 第 4 条 乙の都合により、本契約を解除する時は、1ヶ月 前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に貸室を甲に明渡し、立退料又はこれに類する物質的請求は絶対にしないこと。但し、この際甲は前家賃を期間に応じ精算し、敷金は乙に返還すること。
- 第 5 条 電気、ガス、水道、衛生費等は甲乙合議の上賃料と別に支払うこと、公租公課等は甲の負担とする。但し、公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は甲乙協議の上定めるものとする。
- 第 6 条 乙は故意過失を問わず建物に損害を与えたる場合は、甲に対し公正なる判断に基き損害賠償をしなければならない。
- 第 7 条 乙は貸室内に於て風紀衛生上、若しくは火災等危険を引起すおそれのあること、又は近隣の迷惑となるべき行為其の他犬猫等の動物を飼育してはならない。
- 第 8 条 甲の責任に基づかずして乙が火災、盗難等を蒙った場合その損失は一切甲に請求せざること。
- 第 9 条 乙が本契約条項に違反し、又は賃料を滞納せる時は甲は何らの催告を要せずして、本契約を解除し乙は即時貸室を明渡すものとする。
- 第 10 条 乙が無断不在一ヶ月以上に及び時は、敷金、保証金の有無にかかわらず本契約は当然解除され、甲は立会の基に随意室内遺留品を任意の場所に保管し、又は売却処分の上債務に充当するも異議なき事。
- 第 11 条 保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

第 12 条 本件に関し紛争を生じた場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

(特約条項)

上記契約の証として、本契約書を 2 通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を保有する。

平成 23 年 3 月 1 日

貸主 住所 [REDACTED]  
氏名(甲) A

借主 住所 杉並区和田1-61-18-203  
氏名(乙) 田中裕太郎

連帯保証人 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]

仲介人 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]

取引主任者 登録番号 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]

### 敷金預り証

一金 円也 敷金正にお預り致しました。但無利息の事  
貴殿との本契約解約に際し本物件明渡しの際貴殿が本賃貸に関する一切の債務を清算したのちに間違いなく御返し致します。  
尚上記金額に対し賃料に充当又は貴殿の債務支払い並びに質権設定等に使用される事固くお断り申し上げます。

殿





2-2 5/31

第1号様式 (第3条関係)

# 領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	5 月分	No. 1
----------	------	-------

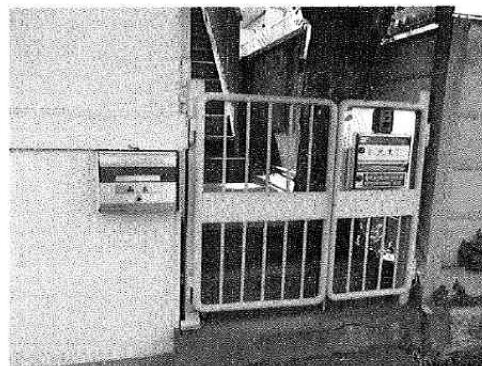
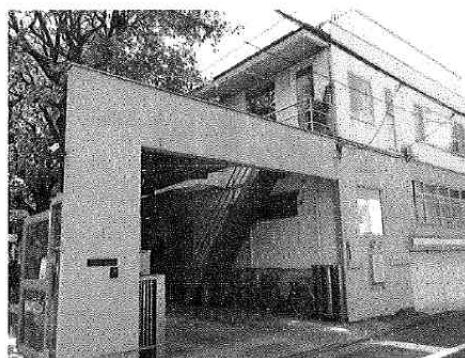
領収書等貼付欄
---------

<u>領 収 書</u>	
<u>田 中 裕 太 郎 殿</u>	平成23年5月31日
金 壹 拾 萬 円 也	
但 203 号室 賃貸料 平成23年5月分として 上記正に領収致しました。	
 A 	

備考
----

2 - 3

明愛幼稚園 / 山本・田中邸 外観



表題部 (土地の表示)		調製	平成16年11月25日	不動産番号	0113000345307
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	杉並区和田一丁目			[余白]	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
811番14	宅地	574.64		[余白]	
[余白]	[余白]	500.58		③811番28に一部合併 〔昭和59年1月4日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年11月25日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成14年7月22日 第28275号	原因 平成10年11月12日相続 共有者 持分4分の1 A [余白] 4分の1 [余白] 4分の1 [余白] 4分の1 [余白] 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年11月25日

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年4月25日  
東京法務局杉並出張所

登記官

田中均弥



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D61117 (-1/3) 1/1

専有部分の家屋番号		811-14-3 811-14-4	
表題部 (一棟の建物の表示)		調製	平成16年11月25日
所在		杉並区和田一丁目 811番地14	
① 構造	② 床面積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
鉄骨造陸屋根3階建	1階	567.0	[余白]
	2階	304.87	
	3階	234.90	
[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年11月25日

表題部 (専有部分の建物の表示)		不動産番号	0113000348042
家屋番号	和田一丁目 811番14の3		[余白]
① 種類	② 構造	③ 床面積	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	鉄骨造1階建	3階部分 231.40	昭和55年1月10日新築
[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年11月25日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成14年7月22日 第28275号	原因 平成10年11月12日相続 共有者 持分4分の1 A 4分の1 4分の1 4分の1 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年11月25日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成25年4月25日  
東京法務局杉並出張所

登記官

田中均 弥



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D61117 (2/3) 1/1

専有部分の家屋番号	811-14-3 811-14-4		
表題部 (一棟の建物の表示)	調製	平成16年11月25日	所在図番号 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">余白</span>
所在	杉並区和田一丁目 811番地14		<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">余白</span>
① 構造	② 床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕
鉄骨造陸屋根3階建	1階	56 70	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">余白</span>
	2階	304 87	
	3階	234 90	
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">余白</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">余白</span>		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年11月25日

表題部 (専有部分の建物の表示)			不動産番号	0113000348043
家屋番号	和田一丁目 811番14の4		<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">余白</span>	
① 種類	② 構造	③ 床面積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
幼稚園舎 倉庫	鉄骨造2階建	1階部分	52 20	昭和55年1月10日新築
		2階部分	300 88	
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">余白</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">余白</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">余白</span>		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年11月25日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成1年5月31日 第23616号	原因 平成1年4月13日寄付行為 所有者 杉並区和田一丁目61番18号 学校法人山本学園 順位2番の登記を移記
	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">余白</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">余白</span>	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年11月25日

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年4月25日  
東京法務局杉並出張所

登記官

田中均 弥



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D61117 (3/3) 1/1

3-1 5/31

第1号様式 (第3条関係)

# 領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	5 月分	No. 54
----------	------	--------

領収書等貼付欄

## 領 収 書

No. \_\_\_\_\_

田中ゆうたろう 様

2011年 5月 31日

金額 **¥50,000**

収入  
印紙

但 報酬(5月分)として  
上記正に領収いたしました

内 訳 \_\_\_\_\_  
 税抜金額 \_\_\_\_\_  
 消費税額( %) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

B

\_\_\_\_\_

備考

修禪寺開創千二百年祭 勸進今申楽

# 修禪寺

作・演出 朧太夫（今申楽 朧座）

日時 平成十九年七月二十一日（土）午後六時開演

同二十一日（日）午後七時開演

（開場は開演の一時間前）

会場 修禪寺境内本堂前野外特設舞台

雨天時は同寺境内檀信徒会館慈照閣

入場無料 奥之院護摩堂再建勸進興行につき

当日淨財ご喜捨下されば幸いです

主催 福地山 修禪寺

お問い合わせ

〇五五八一七二一〇〇五三



北条政子

(劇団俳優座)

源頼家(万寿)

隼太夫(今申楽 臈座)

花 政子の侍女

B (サムライブロモーション)

三郎 北条の家臣

四郎 北条の家臣

声

笛

鼓

(メガロシター)

\*当初予定の出演者・スタッフに一部変更がございました。  
お詫びとともに訂正させていただきます。

美術・演出補

(今申楽 臈座)

装束

舞台監督

(劇団キングダースペース)

制作

(今申楽 臈座)

制作助手

監修

企画 修禪寺開創千二百年祭実行委員会・今申楽 臈座

協力

伊豆市観光協会 修善寺支部・桂座・川崎ファクトリー

有限会社サムライブロモーション 思誠館道場

学校法人 山本学園

(五十音順)

修禪寺へのご案内

〒410-0241 六

静岡県伊豆市修善寺九六四

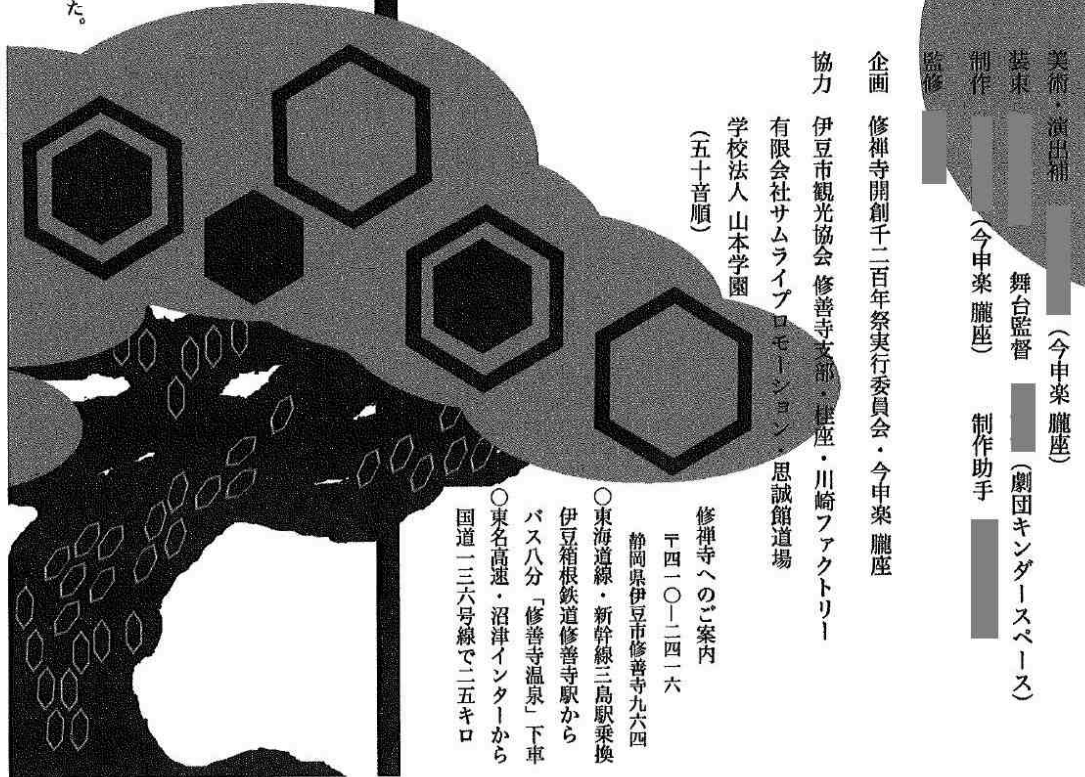
○東海道線・新幹線三島駅乗換

伊豆箱根鉄道修善寺駅から

バス八分「修善寺温泉」下車

○東名高速・沼津インターから

国道二二六号線で二五キロ







## B

1973年1月生まれ

現場実績：

- ★日本アロマ環境協会様 「アロマテラピーフェア」 「地区イベント」
- ★日本IBM様 各種セミナー
- ★野村総合研究所様 各種フォーラム
- ★国際福祉機器展
- ★INDY JAPAN 300 mile

得意なイベント業務：

展示会系：セミナー・学会系：キャンペーン系：レース系：式典・記者発表会

熟知しているイベント会場：

都内に限らず全国主要都市の催事会場の経験有

自己PR：

C の芸名で俳優活動をしながら、イベントの運営・進行ディレクターもさせていただいております。どちらの仕事も“表現者”としてお客様に喜んで頂けるよう一所懸命勤める所存です。

主な出演作品：

- ★前進座公演 『出雲の阿国』 新国立劇場中劇場・前進座劇場
- ★前進座公演 『天平の躰 -鑑真東渡-』 (井上 靖：原作) 国立劇場大劇場・北京・揚州・上海
- ★今申楽 臚座公演 修禅寺開創千二百年祭 勸進今申楽 『修禅寺』 修禅寺境内野外特設舞台
- ★TX 信濃のコロンボシリーズ 『死者の木霊』 『乗せなかった乗客』 (TV)
- ★次郎長三国志』 (マキノ雅彦：監督)
- ★「マクベスの妻と呼ばれた女」 (2010年3月27日～4月4日荻窪アトリエだるま座)

C

3-4

・ Height | 171 Bust | 90 Waist | 76 Hip | 92 Shoes | 25.5

**生年月日**

1973年 1月 29日 生

**サイズ**

H171 C90 W76 H92 S25.5

**出身地**

秋田県横手市（秋田弁）

**特技**

殺陣（剣伎衆かむゐ に師事）・乗馬（駢足）・和装着付  
資格

普通自動車免許 ・全日本スキー連盟（S A J）2級

**MOVIE**

2010年「scope」ト部敦史 監督

2008年「次郎長三国志」マキノ雅彦 監督

2007年「今日という日が最後なら、」柳明菜 監督

2006年「ブレイド～Tsurugi～」中田圭 監督

**TV**

2011年～TBS「ザ・今夜はヒストリー」

2009年 NTV「Perfumeの気になる子ちゃん」

2008年CX カスペ!『お客様は王様かよっ!?!』

2007年TBS 歴史大河バラエティー『クイズひらめき偉人伝』

2007年NTV「踊る!さんま御殿」

2005年TX 信濃の coronabo 事件ファイル9「乗せなかった乗客」

2001年TX 信濃の coronabo 事件帖1「死者の木霊」

**STAGE**

2012年 座☆吉祥天女『雨あがる』（原作：山本周五郎）両国シアターχ（カイ）

012年 劇団前進座『さんしょう太夫』

2011年 遊戯空間公演『真景累ヶ淵』 築地本願寺ブディストホール

2009年 今申楽 臚座公演『修禅寺』 両国シアターχ(カイ)

2007年 剣伎衆かむゐのチャンバラ夏祭り2007 シアターサンモール

2007年 今申楽 臚座公演 修禅寺開創千二百年祭 勸進今申楽 『修禅寺』 修禅寺境内本堂前  
野外特設舞台

2006年 フランス・パリ公演『SAMURAI JAPON 2006』

2003年 前進座訪中公演『天平の躰 -鑑真東渡-』（原作：井上 靖） 北京・揚州・上海

2002年『出雲の阿国』 新国立劇場中劇場・前進座劇場

2001年『三人吉三巴白浪』 大阪国立文楽劇場・京都春秋座・前進座劇場

3-5  
(23年6月分)

政務調査活動補助  
職員勤務報告書

議員名 田中 裕太郎

日	曜日	勤務時間 始業-終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	水	-				
2	木	-				
3	金	9:00-14:00	4	1250	5000	委員会資料作成
4	土	-				
5	日	-				
6	月	-				
7	火	9:00-14:00	4	1250	5000	委員会資料作成
8	水	-				
9	木	-				
10	金	9:00-14:00	4	1250	5000	委員会資料作成
11	土	-				
12	日	-				
13	月	-				
14	火	9:00-14:00	4	1250	5000	委員会資料作成
15	水	-				
16	木	9:00-14:00	4	1250	5000	委員会資料作成
17	金	9:00-14:00	4	1250	5000	委員会資料作成
18	土	9:00-14:00	4	1250	5000	委員会資料作成
19	日	-				
20	月	-				
21	火	-				
22	水	-				
23	木	-				
24	金	9:00-14:00	4	1250	5000	委員会資料作成
25	土	9:00-14:00	4	1250	5000	委員会資料作成
26	日	-				
27	月	-				
28	火	-				
29	水	-				
30	木	9:00-14:00	4	1250	5000	ホームページ更新補助
		-				

合計

出勤日 10 50000 円

勤務者

B

政務調査活動補助  
職員勤務報告書

( 23年 7月分)

議員名 田中 裕太郎

日	曜日	勤務時間 始業-終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	金	9:00-14:00	4	1250	5000	視察資料作成
2	土	9:00-14:00	4	1250	5000	視察資料作成
3	日	9:00-14:00	4	1250	5000	視察資料作成
4	月	9:00-14:00	4	1250	5000	視察資料作成
5	火	-				
6	水	-				
7	木	-				
8	金	9:00-14:00	4	1250	5000	視察資料作成
9	土	9:00-14:00	4	1250	5000	視察資料作成
10	日	-				
11	月	-				
12	火	-				
13	水	-				
14	木	-				
15	金	9:00-14:00	4	1250	5000	資料整理
16	土	-				
17	日	-				
18	月	-				
19	火	9:00-14:00	4	1250	5000	資料整理
20	水	-				
21	木	-				
22	金	-				
23	土	-				
24	日	-				
25	月	9:00-14:00	4	1250	5000	資料整理
26	火	-				
27	水	-				
28	木	-				
29	金	9:00-14:00	4	1250	5000	ホームページ更新補助
30	土	-				
31	日	-				

合計

出勤日 10 50000 円

勤務者

B



政務調査活動補助  
職員勤務報告書

( 23年 9月分)

議員名 田中 裕太郎

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	木	—				
2	金	9:00—14:00	4	1250	5000	委員会資料作成
3	土	—				
4	日	—				
5	月	—				
6	火	9:00—14:00	4	1250	5000	委員会資料作成
7	水	—				
8	木	—				
9	金	9:00—14:00	4	1250	5000	委員会資料作成
10	土	—				
11	日	—				
12	月	—				
13	火	9:00—14:00	4	1250	5000	委員会資料作成
14	水	—				
15	木	—				
16	金	9:00—14:00	4	1250	5000	委員会資料作成
17	土	—				
18	日	—				
19	月	—				
20	火	—				
21	水	—				
22	木	9:00—14:00	4	1250	5000	委員会資料作成
23	金	—				
24	土	—				
25	日	—				
26	月	—				
27	火	9:00—14:00	4	1250	5000	委員会資料作成
28	水	9:00—14:00	4	1250	5000	委員会資料作成
29	木	9:00—14:00	4	1250	5000	委員会資料作成
30	金	9:00—14:00	4	1250	5000	委員会資料作成
		—				

合計 10

出勤日 日 50000 円

勤務者

B

# 館報 あさくら

朝倉公民館（あさくら館内）

横手市朝倉町6番38号

TEL 35-2138 FAX 32-8648

E-mail yokote-shogai@city.yokote.lg.jp

平成23年8月1日号



## 第41回 横手地域市民文化祭開催 参加者募集!

### 【ステージ部門】

期日 / 10月1日(土)・2日(日)

場所 / 横手市民会館 ホール

### 【展示部門】

期間 / 9月30日(金)～10月15日(土)

※ 但し、10月3日(月)・4日(火)と  
10月10日(月)～12日(水)は休止

場所 / 横手市交流センター Y<sup>2</sup>ぶらざ(横手駅前)

### 【申込期間】

8月2日(火)～19日(金)必着

※ 8月19日(17時まで)以降の申込に  
つきましては、お受けすることができませ  
るので、ご了承願います。

### 【問合せ・申込】

横手生涯学習センター(あさくら館)

電話 35-2138



### お詫び

7月1日号の館報で、横手地域市民文化祭についての情報を7月15日号の市報でお知らせする旨お伝えしましたが、情報を掲載することができませんでした。8月1日号の市報に掲載させていただきましたので、併せてご覧下さい。申し訳ございませんでした。

## 「家庭教育悩みごと相談窓口」のお知らせ

家庭教育に関するご相談等がございましたら、下記にて対応させていただきますので、お気軽にお問合せください。

横手市教育委員会生涯学習課 電話 35-2254

※ 各地域の生涯学習センターでも受付をしております。

## 夏休み 交流大ホール開放Day!

8月 7日(日)	} 午前9時～ 午後5時
8月13日(土)	
8月14日(日)	
8月15日(月)	
8月21日(日)	

夏休み期間中、上記の日程で交流大ホール(体育館)を開放します!

お友達をさそって遊びに来てね!



## 歌舞伎のけいこにおじゃましました!

7月1日(金)朝倉小学校にて横手市出身の歌舞伎役者・Cを講師に歌舞伎ワークショップが行われ、現代語と歌舞伎で用いられる言葉の違いや、「音」で場の雰囲気表現したり観客の目を引き付ける手法があることなどを子ども達が学びました。現在、10月の朝倉秋まつりで上演される『創作子ども歌舞伎』にむけて、5年生児童75人が一生懸命けいこに励んでおりますので、本番当日を楽しみに待ちたいと思います。



震災の影響による電力不足のため、計画停電が実施される場合があります。あさくら館利用につき迷惑をおかけする事があるかも知れませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。

主催講座の活動報告!

造一つくりー 7月4日(月)実施

刺し子教室「ぐるうぶ藍」の主宰・  
さんを講師に刺し子の体験を行いました。藍染めされた生地に描かれた図案をもとに、糸の運びが同じような大きさになるように心がけながら、そして、模様が十字に交差する部分では、刺し糸が交わらないように刺すなどのポイントに気を付けながら刺し子用の綿糸で丁寧に縫い進めました。藍色の生地に白い糸の幾何学模様がうかびあがり、時間をかけて一つの作品をつくり上げたという達成感と満足感はひとしおでした。同じ材料で同じ模様の作品を作っても、各々の糸の刺し方によって作品の味わいが不思議と違う刺し子の魅力を発見しました。



元気アップ講座 7月14日(木)実施

横手市建設技能協同組合青年部の  
さん(畳一級技能士)を講師にミニ畳作りを行いました。「和の香り」いくさの畳表に、糸によりがかかってこぶにならないように注意しながら畳縁を縫い付け、「インシュレーションボード」と呼ばれる木材のチップを圧縮成形した畳床に巻いてかがり縫いをして仕上げました。最近の畳縁には、和風のものだけでなく、コアラやパンダなどの可愛い動物柄のデザインのものなどがあり、畳縁選びも楽しみました。



【8月の花と花言葉】 ♪♪ ♪♪ ♪♪ ♪♪

<アンズリウム>

情熱、炎のような輝き、強烈な印象、熱心

<グラジオラス>

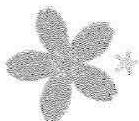
堅固、情熱的な恋

<ひまわり>

あこがれ、情熱、輝き

<百合>

威厳、純潔、無垢



路一みちー《自然観察》 7月12日(火)実施

自然観察指導員の  
さんを講師に、栄公民館の「自然観察教室」と合同で盛岡市外山森林公園を訪れました。天気は快晴。日差しが暑く首に汗を拭くためのタオルを巻き、水分補給のための休憩を取りながらの散策でした。木々に覆われた標高718mの地点には高さ7mほどの「樹海展望台」があり、登ると360度パノラマの景色が広がり、森の緑のじゅうたんの上でもいるような気分で、遠くに姫神山や岩手山を望むことができました。また、日がさえぎられた林の中には、静かにたたずむ「すずらん池」があり、小さなスイレンの花が浮かび、鮮やかな瑠璃色をしたルリイトトンボが水面を飛び交う、絵画のような風景に出会いました。



朝倉地区敬老会

9月14日(水) 午前11時~

あさくら館で敬老会を開催いたします。朝倉地区の敬老者は916名(6月14日現在)です。

対象者の方には後日案内状《往復はがき》を送付させていただきます。皆様のご参加をお待ちしています♪

自主サークル通信

No.43

☆☆あさくら館で活動している

サークルにおじゃましました☆☆

3Bいずみ

3B体操は、独自の手具を用い、音楽に合わせて行う健康体操です。体力の維持向上と共に美しい体型の獲得が期待されます。また、ダンスも取り入れられており、仲間と楽しみながら体操が続けられます。とても楽しいですよ!!



**日本最古の芝居小屋 康楽館**

康楽館のお芝居好評です

劇団夢の旅はまとまっています。



開演 10:30 14:00 (9/2~9/27...9/27千穉楽11:00)

芝居演目 「大当り湯島千両」

配役 亀屋の長男「伊の助」・・・  
 棟梁「辰五郎」・・・  
 芸者「お蝶」・・・  
 奈良屋女将「お勝」・・・  
 茶店主人「長吉」・・・ C  
 女中「おきち」/町人・・・  
 伊の助義弟「太助」  
     大工の「熊」・・・  
 立花屋番頭「説七」・・・



同じ月( 2011-09 )の記事

- [劇団夢の旅 座長 ████████さん](#) ( 2011-09-26 19:42:25 )
- [██████様特集](#) ( 2011-09-26 19:28:01 )
- [ここはふるさと旅するラジオ](#) ( 2011-09-26 19:06:02 )
- [舞台裏より](#) ( 2011-09-22 17:52:00 )
- [いよいよ明日から「座長花形祭り」](#) ( 2011-09-16 17:42:03 )
- [PR]

別紙 2 - 1

25 杉 並 第 10590 号  
平成 25 年 5 月 22 日

杉並区監査委員  
小林 英雄 様  
同  
岩崎 英司 様

杉並区長 田中 良

政務調査費に関する住民監査請求に伴う抗弁書の提出について

平成 25 年 5 月 9 日付け 25 杉監査第 74 号により通知のあった標記の件について、別紙のとおり提出します。

標記の件について以下のとおり抗弁する。

## 1 政務調査費の制度制定の経緯

- ( 1 ) 地方公共団体は、現在の政務調査費が制度化される以前から地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、議会の会派等に対し調査研究目的の経費を交付していた。これは、同法第 204 条の 2 の規定による、給与条例主義に反しないよう、補助金として交付していたものである。
- ( 2 ) 平成 12 年 5 月、政務調査費の制度化等を内容とする地方自治法の一部改正案が審議され、衆・参議院とも全会一致で可決した。政務調査費制度の創設を規定した地方自治法の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 89 号)は、平成 12 年 5 月 31 日に公布され、平成 13 年 4 月 1 日に施行された。
- ( 3 ) 政務調査費については、平成 24 年 9 月 5 日に公布された地方自治法の改正により政務活動費に改められたところであるが、その以前の地方自治法第 100 条第 14 項の内容は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」というもので、同項に基づき議員の調査研究に資するため、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例(平成 13 年条例第 26 号。以下「条例」という。)が制定された。平成 24 年度までの政務調査費はこの条例によるところとされている。

## 2 政務調査費の交付及び返還等に関する手続について

今回の対象となった政務調査費の交付及び返還等に関する手続は、以下のとおりである。なお、政務調査費に係る予算の支出等については、区議会事務局次長に委任されている。

- ( 1 ) 政務調査費の交付を受けようとするときは、以下のどちらかを議長に届け出る。
  - 会派として政務調査費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務調査費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長(議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長)に届け出なければならない。(会派に係る政務調査費の交付に関する届)
  - その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。(条例第 5 条第 1 項及び第 2 項)(杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第 1 号様式)

議員に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。(議員に係る政務調査費の交付に関する届)

議員に係る政務調査費を受けないこととするときも同様とする。(条例第5条第3項)(規則第2号様式)

(2) 議長は、上記(1)の届出に基づき、毎年度4月1日の政務調査費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知(政務調査費交付対象者状況通知書)する。(条例第6条第1項)(規則第3号様式)

なお、年度途中で上記(1)の届出があった場合は、議長は速やかに区長に通知(政務調査費交付対象者変更通知書)する。(条例第6条第2項)(規則第4号様式)

(3) 区長は、上記(2)の通知に基づき、速やかに政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知(政務調査費交付決定通知書)する。(条例第7条)(規則第5号様式)

(4) 会派の代表者及び議員は、上記(3)の通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が杉並区の休日を定める条例第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求する。(条例第8条第1項)

(5) 区長は、上記(4)の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付する。(条例第8条第2項)

(6) 会派の代表者及び議員は、一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務調査費を区長に返還しなければならない。(条例第8条第4項及び第6項)

(7) 区長は、政務調査費の交付を受けた会派及び議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務調査費による支出(条例第9条に規定する用途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。(政務調査費返還命令書)(条例第12条)(規則第8号様式)

(8) 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務調査費収支報告書(以下「報告書」という。)に、政務調査費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を添えて議長に提出し、議長は、報告書を受け取ったときは、報告書の写しを区長へ送付する。(条例第10条第1項及び第3項)

### 3 政務調査費に係る、議会や議員の活動と執行機関の関与(調査等)についての見解

政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、会派及び議員が執行機関から独立して活動していく上で支障の無いような政治活動の

自由を保障する視点で、執行機関として対応すべきものと考えている。

また、政務調査費の執行については、第一に会派や議員の倫理観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査することが妥当であり、あくまでも議会の自律性の中で処理することが適当と考えている。

#### 4 使途基準について

区においては、条例第 9 条に基づき、規則第 6 条及び別表で政務調査費を使用する際の使途基準を示している。

また、区議会内においては、「議会改革検討調査部会」や「政務調査費検討会」の検討結果に基づき、平成 19 年 3 月に、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）を議長訓令甲として制定するとともに、平成 20 年 4 月に第三者の意見を反映した政務調査費の「使途基準細目」を定めた。さらに、平成 22 年 4 月に規程を改正し、「使途基準細目」をより適切な内容に改めるなど、区議会の自律性により適正化と透明性の向上を図っている。

さらに、区議会では、平成 21 年 6 月に「杉並区議会政務調査費調査検討委員会」を設置し、その検討過程のなかで、政務調査費の公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的に、議長の諮問機関として「杉並区議会政務調査費専門委員会」を平成 22 年 5 月設置することとなった。両委員会では、監査結果で指摘を受けた事項等の基準の改正に向けて検討し、より明確な基準にするため、平成 23 年 5 月及び平成 24 年 4 月には「使途基準細目」の一部改正を行った。

以上の経緯を含め、政務調査費の適正な使用については、条例第 11 条の定めるところにより、議長が必要に応じ、会派の代表者及び議員が提出した前年度の報告書、政務調査費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を調査することができるとしており、一義的には、会派又は議員の自律的な良識ある判断に基づき、使途基準に従った支出がなされるべきものと解している。

#### 5 今回の措置請求に関する区の見解

政務調査費は、学識経験者等を委員に加えた杉並区議会政務調査費専門委員会や常設している政務調査費調査検討委員会において検討を行い、平成 23 年に引き続き平成 24 年 4 月にも、第三者からの意見を反映させ使途基準細目を改正している。このように、時代の要請に応えられる使途基準づくりや区民への説明責任を果たすことなどを目指した検討を進め、適正な支出が行われてきたと理解しており、また、先に述べたとおり議会の自律性の中で適切に処理されたものと考えている。

また、政務調査費については、区は執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図り、議会の自主性及び自律性を尊重しつつも、収支報告書の写し

の内容から、政務調査費の適正な執行が行われているかをチェックすることで、政務調査費の透明性を確保し、区長の政務調査費の交付者としての責任を果たしているものと考えている。今回の措置請求の対象となっている件については、条例第11条に基づき、議長が報告書及び領収書等を調査し、適正な執行であると判断したものと考えている。執行機関である区長は、提出された報告書の写しをもとに政務調査費の支出について明らかな使途基準違反があるか等のチェックを行ったが、違反は見つからなかった。現在まで、修正等の新たな報告書の提出がないので、支出に誤りがあったとは、認識していない。

しかし、今回の措置請求書の記載に、提出された報告書と矛盾する事項が指摘されていることから、この点については、議員個人の自己検査や議長の調査権の中で正否を明らかにすることを望むものである。

平成 25 年 5 月 22 日

## 抗弁書

監査委員あて

区議会事務局長  
与島 正彦

## 1 政務調査費の法制化の経緯等

政務調査費は、平成 11 年 7 月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成 11 年法律第 87 号)が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大したことに伴い、議会機能の充実強化を図る必要があることから、平成 12 年 5 月 24 日「地方自治法の一部を改正する法律案」として可決、成立した(平成 12 年法律第 89 号)。この改正により、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」(地方自治法第 100 条第 14 項)とされ、当区では、平成 13 年 3 月 23 日に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例(以下「条例」という。)」を定めた。

杉並区議会では、条例制定時から出納簿(平成 18 年度分までは写し)を収支報告書とあわせ議長に提出し、区民が閲覧できるよう対応し、また平成 18 年 12 月には政務調査費の収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を全議員の総意により行い、以後、使途基準の明確化と透明性の確保を順次図ってきている。

## 2 請求人の主張に対する見解等

そもそも政務調査活動とは、一般的には会派・議員が、区政の課題や議会で審議する案件について行う調査研究のための活動や、区民、民間の団体等との意見交換、区民などに対して行う広報・広聴活動などを言う。また、調査研究活動に伴う経費としての支出の適合性については、調査活動を行う際の手法、スケジュールとの関係、天候など政務調査活動を取り巻く状況に左右される側面を有するとともに、調査研究活動の主体である会派・議員の自律的判断に委ねられており、例えば当該活動の一部に調査研究活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が調査研究活動に当たるかといったことについても、会派・議員の活動の実態に照らして自ら判断されるものと解されている。

このように、政務調査費の使途については、使途基準に従った支出を会派・議員に委ねられているものである一方で、政務調査費は公費から交付されるのであるから、当該活動に必要な経費の一部として使途基準の範囲内で支出されなければならないことはもちろん

のこと、会派・議員においては、常にコスト意識を持ち、当該経費の使途の透明性を確保するとともに、会派・議員の「判断」についても区民に対して十分に説明していく責任を果たしていくことが求められている。

こうした視点から、請求人の主張を踏まえ、田中ゆうたろう議員の政務調査費の使途を調査したところ、以下のような疑義が生じ、本人にも聴聞を行ったところである。

( 1 ) 交付される政務調査費を超えた収支報告書について

田中ゆうたろう議員については、条例第1条の規定により、平成23年5月から24年3月まで、月額16万円、年額176万円が政務調査費として交付され、これに対し285万円余の政務調査活動経費が収支報告書に計上されている。

一般に、政務調査活動にかかる経費が交付された額を超えた場合には、当該会派・議員自身がその経費を負担することになり、その意味からは、政務調査活動に関する経費には上限は無く、特段の規定も設けてはいない。

しかし、100万円を超える経費の超過は異例であり、政務調査費が公費支出されていること、交付金額に上限があることに鑑みたとき、収支報告を行う際には経費を闇雲に計上するのではなく、交付を受けるべき対象としてふさわしい経費かどうか、特に交付額を著しく超過する場合には、それぞれが一定の配慮のうえに常識的な範囲で収支報告は行われる必要があると解し、その取扱いについて、十分留意するよう伝えたところである。

( 2 ) 明星大学通信教育（幼児教育）・明治大学専門職大学院学費等について

平成18年11月8日の東京高裁判決で、公共政策大学院の学費に関し、条例及び規則等に直接規定されていないとしても、調査研究に資するための必要な経費に該当し、公共政策大学院へ通学することは、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという政務調査費の制度趣旨に合致するものであるということができ、当該学費は、調査研究活動に必要な経費に該当すると判断されている。

裁判例は公共政策大学院に関するものであるが、議員にとってより高い政策立案能力や高度の知識が必要となっている現状からも、個人の能力を高めることにつながり、一般質問等の議員活動を通じて杉並区政に還元されるものと見なせるものであれば、学校等における授業料についても、区政に関する調査研究に資するための必要な経費として認められるものとして取り扱っている。

実際、田中ゆうたろう議員からは、明星大学の受講目的としては、区の幼児教育・保育行政に関する調査研究であり、夏季スクーリングにおいて受講した教育社会学、保育学など、同大学で習得した専門的知識をもとに、政策作成・提言を行い、議員活動に反映している旨の説明を受けている。また、明治大学専門職大学院についても、同趣旨の説明であった。

しかし、明星大学通信教育に係る請求人の指摘にあるように、そこで得た知識を活用し家業に携わっている事実があるなど、そのための学費とみるべき比重が一定程度あるのであれば、その全額を区政に関する調査研究に資するための経費とは捉えることはできないものと考えるが、その点での具体的な資料の提示や説明がなされていないことか



ら、現在の説明ないしは提示された資料ではその全額を政務調査費で充てることが適正なものとは判断することはできなかった。

### (3) 事務所費について

議員活動の基盤となる事務所の賃料については、使途基準で政務調査活動の対象とし、賃借料を計上する場合には、契約書等事務所の要件を具備することを示す書類が提出されていれば、当該賃借料の1/2、かつ、月額5万円を上限として、自己又は生計を一にする親族所有の事務所に該当しなければ適切な経費として認められている。

また、平成19年12月26日大阪高裁判決においては、議員の親等の親族が賃貸人であっても、事務所としての実態を有する限り、親子間で当該事務所の部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然だということとはできないと判断されている。

本件事務所については、田中ゆうたろう議員と所有者であるAとの間で賃貸借契約を締結しており、Aとは生計を一にしている親族ではない旨の説明を受けていたことから、政務調査費としての支出を認めてきた。

そうしたことから、平成23年5月分以降の賃貸借関係については、事務所としての実態があるものとして、月額5万円が政務調査活動に関する経費として計上されている。

請求人の疑義について本人に聴聞したところ、当該事務所の「203」とあるのは、2階ではなく3階であり、契約を取り交わしたAについては、改めて当該賃貸人は親族であるが生計を一にする親族ではなく、加えて本人自身の住居は当該事務所の隣室であり、契約に関しては、学校法人山本学園の代表者がAであることから、同人と賃貸借契約を結んだとの説明を受けた。また、「田中ゆうたろうを育てる会」「今申楽 臈座」の表札については郵便物を受け取るためだけのものにすぎず、事務所としての実態は無いとの説明であった。

しかし、請求人の追加資料、本人から提出された間取り図等からは未だ賃借関係の実態が十分に説明されたとは考えられず、また契約書関係については十分な説明の無いままに不備な点も多く、現在の資料等から適正なものとは判断することはできなかった。

### (4) 人件費について

政務調査活動の補助に当たるか否かの判断については、議員の調査研究の対象が広範囲に及び、調査方法も多様なことから、明らかに議会活動に反映・寄与しない場合や、使途基準等に照らして必要性・合理性を欠いている場合など会派・議員の裁量的判断を著しく逸脱しているとは認められない行為の補助業務であれば良く、当該補助員の氏名や住所、業務内容や賃金、生年月日が記載され、かつ、職員本人による確認・押印がなされていれば、記載方法の具体性の度合いは会派・議員の自律的判断に委ねている。

今般、請求人からは証拠書類等に掲載されている職員の勤務の実態が無い部分がある旨指摘を受けたことから、特に強く本人に聴聞したところ、政務調査活動の事務補助員が勤務できない場合には、代行者がこれを行っていたという釈明を受けた。

そうすると、現時点で提出されている勤務報告書等は、事実とは異なる報告となり、改めて正しい報告書等の提出がなされるべきであり、現在の説明のみで適正なものとは判

断することはできない。

### 3 聴き取り等調査を終えて

今般、請求人からは、収支報告に対する事実と異なる疑義を指摘されているわけだが、このことに対して改めて本人に直接確認をし、証拠書類の提出等を再三にわたり求めてきた。現時点での証拠書類等の状況では、十分な説明が行われていると判断することはできず、条例に定める使途基準に従って行われた政務調査費による支出に該当するか判断できないことから、さらなる具体的な疎明資料の提出を求めた。

しかしながら、本人からは、自分としては必要十分な説明を行っているという認識の下、提出した資料に基づき、監査の結果（判断・意見）を待ちたいという旨、回答を受けているところである。

25 杉議会第 152 号  
平成 25 年 5 月 22 日

杉並区監査委員  
小林 英雄 様  
同  
岩崎 英司 様

杉並区議会  
議長 井口 かづ子

政務調査費に係る調査について（回答）

1 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」に基づく議長の調査の実施について

平成 25 年 5 月 9 日付 25 杉監査第 75 号の調査依頼に基づき、条例第 11 条に規定している政務調査費の議長による調査を実施した。

田中ゆうたろう議員の平成 23 年度政務調査費について、請求人が述べている措置請求の趣旨及び内容並びに個々に指摘している政務調査費の支出が、使途基準その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

2 調査結果について

領収書の記載内容だけでは政務調査との関連がわかりづらいものが複数見受けられたため、当該議員に事実関係を確認した。今後も引き続き、調査研究活動との関連を補う説明処理等を進めていく。

3 請求人の主張に対する見解等

そもそも政務調査活動とは、一般的には会派・議員が、区政の課題や議会で審議する案件について行う調査研究のための活動や、区民、民間の団体等との意見交換、区民などに対して行う広報・広聴活動などを言う。また、調査研究活動に伴う経費としての支出の適合性については、調査活動を行う際の手法、スケジュールとの関係、天候など政務調査活動を取り巻く状況に左右される側面を有するとともに、調査研究活動の主体で

ある会派・議員の自律的判断に委ねられており、例えば当該活動の一部に調査研究活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が調査研究活動に当たるかといったことについても、会派・議員の活動の実態に照らして自ら判断されるものと解されている。

このように、政務調査費の用途については、用途基準に従った支出を会派・議員に委ねられているものである一方で、政務調査費は公費から交付されるのであるから、当該活動に必要な経費の一部として用途基準の範囲内で支出されなければならないことはもちろんのこと、会派・議員においては、常にコスト意識を持ち、当該経費の用途の透明性を確保するとともに、会派・議員の「判断」についても区民に対して十分に説明していく責任を果たしていくことが求められている。

こうした視点から、請求人の主張を踏まえ、田中ゆうたろう議員の政務調査費の用途を調査したところ、以下のような疑義が生じ、本人にも聴聞を行ったところである。

#### ( 1 ) 交付される政務調査費を超えた収支報告書について

田中ゆうたろう議員については、条例第1条の規定により、平成23年5月から24年3月まで、月額16万円、年額176万円が政務調査費として交付され、これに対し285万円余の政務調査活動経費が収支報告書に計上されている。

一般に、政務調査活動にかかる経費が交付された額を超えた場合には、当該会派・議員自身がその経費を負担することになり、その意味からは、政務調査活動に関する経費には上限は無く、特段の規定も設けてはいない。

しかし、100万円を超える経費の超過は異例であり、政務調査費が公費支出されていること、交付金額に上限があることに鑑みたとき、収支報告を行う際には経費を闇雲に計上するのではなく、交付を受けるべき対象としてふさわしい経費かどうか、特に交付額を著しく超過する場合には、それぞれが一定の配慮のうえに常識的な範囲で収支報告は行われる必要があると解し、その取扱いについて、十分留意するよう伝えたところである。

#### ( 2 ) 明星大学通信教育（幼児教育）・明治大学専門職大学院学費等について

平成18年11月8日の東京高裁判決で、公共政策大学院の学費に関し、条例及び規則等に直接規定されていないとしても、調査研究に資するための必要な経費に該当し、公共政策大学院へ通学することは、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという政務調査費の制度趣旨に合致するものであるということができ、当該学費は、調査研究活動に必要な経費に該当すると判断されている。

裁判例は公共政策大学院に関するものであるが、議員にとってより高い政策立案能力や高度の知識が必要となっている現状からも、個人の能力を高めることにつながり、一般質問等の議員活動を通じて杉並区政に還元されるものと見なせるものであれば、学校等における授業料についても、区政に関する調査研究に資するための必要な経費として認められるものとして取り扱っている。

実際、田中ゆうたろう議員からは、明星大学の受講目的としては、区の幼児教育・保育行政に関する調査研究であり、夏季スクーリングにおいて受講した教育社会学、保育

学など、同大学で習得した専門的知識をもとに、政策作成・提言を行い、議員活動に反映している旨の説明を受けている。また、明治大学専門職大学院についても、同趣旨の説明であった。

しかし、明星大学通信教育に係る請求人の指摘にあるように、そこで得た知識を活用し家業に携わっている事実があるなど、そのための学費とみるべき比重が一定程度あるのであれば、その全額を区政に関する調査研究に資するための経費とは捉えることはできないものと考えるが、その点での具体的な資料の提示や説明がなされていないことから、現在の説明ないしは提示された資料ではその全額を政務調査費で充てることが適正なものとは判断することはできなかった。

### (3) 事務所費について

議員活動の基盤となる事務所の賃料については、使途基準で政務調査活動の対象とし、賃借料を計上する場合には、契約書等事務所の要件を具備することを示す書類が提出されていれば、当該賃借料の1/2、かつ、月額5万円を上限として、自己又は生計を一にする親族所有の事務所に該当しなければ適切な経費として認められている。

また、平成19年12月26日大阪高裁判決においては、議員の親等の親族が賃貸人であっても、事務所としての実態を有する限り、親子間で当該事務所の部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然だということとはできないと判断されている。

本件事務所については、田中ゆうたろう議員と所有者であるAとの間で賃貸借契約を締結しており、Aとは生計を一にしている親族ではない旨の説明を受けていたことから、政務調査費としての支出を認めてきた。

そうしたことから、平成23年5月分以降の賃貸借関係については、事務所としての実態があるものとして、月額5万円が政務調査活動に関する経費として計上されている。

請求人の疑義について本人に聴聞したところ、当該事務所の「203」とあるのは、2階ではなく3階であり、契約を取り交わしたAについては、改めて当該賃貸人は親族であるが生計を一にする親族ではなく、加えて本人自身の住居は当該事務所の隣室であり、契約に関しては、学校法人山本学園の代表者がAであることから、同人と賃貸借契約を結んだとの説明を受けた。また、「田中ゆうたろうを育てる会」「今申楽 臈座」の表札については郵便物を受け取るためだけのものにすぎず、事務所としての実態は無いとの説明であった。

しかし、請求人の追加資料、本人から提出された間取り図等からは未だ賃借関係の実態が十分に説明されたとは考えられず、また契約書関係については十分な説明の無いままに不備な点も多く、現在の資料等から適正なものとは判断することはできなかった。

### (4) 人件費について

政務調査活動の補助に当たるか否かの判断については、議員の調査研究の対象が広範囲に及び、調査方法も多様なことから、明らかに議会活動に反映・寄与しない場合や、使途基準等に照らして必要性・合理性を欠いている場合など会派・議員の裁量的判断を

著しく逸脱しているとは認められない行為の補助業務であれば良く、当該補助員の氏名や住所、業務内容や賃金、生年月日が記載され、かつ、職員本人による確認・押印がなされていれば、記載方法の具体性の度合いは会派・議員の自律的判断に委ねている。

今般、請求人からは証拠書類等に掲載されている職員の勤務の実態が無い部分がある旨指摘を受けたことから、特に強く本人に聴聞したところ、政務調査活動の事務補助員が勤務できない場合には、代行者がこれを行っていたという釈明を受けた。

そうすると、現時点で提出されている勤務報告書等は、事実とは異なる報告となり、改めて正しい報告書等の提出がなされるべきであり、現在の説明のみで適正なものとは判断することはできない。

### 3 聴き取り等調査を終えて

今般、請求人からは、収支報告に対する事実と異なる疑義を指摘されているわけだが、このことに対して改めて本人に直接確認をし、証拠書類の提出等を再三にわたり求めてきた。現時点での証拠書類等の状況では、十分な説明が行われていると判断することはできず、条例に定める使途基準に従って行われた政務調査費による支出に該当するか判断できないことから、さらなる具体的な疎明資料の提出を求めた。

しかしながら、本人からは、自分としては必要十分な説明を行っているという認識の下、提出した資料に基づき、監査の結果（判断・意見）を待ちたいという旨、回答を受けているところである。

### 4 議員からの説明

平成 23 年度政務調査費収支報告書に関する住民監査請求が提出されたので、以下抗弁する。

当報告書は、条例に定められた使途基準・使途基準細目に従って作成を行ったものである。請求内容は全くの事実誤認に基づくもので、不当であり、認められない。「支出報告の個別具体的内容を点検したところ、その経費の使途・目的、内容および経費計上の手法が著しく不当・違法であると解される」などとする請求内容の指摘は、謂れなき中傷と断ぜざるを得ず、当方の名誉を著しく損なうものである。

#### 1 明星大学通信教育（幼児教育）学費及びスクーリング受講諸費用について

同大学通学及びスクーリング受講の目的は、区の幼児教育・保育行政に関する調査研究であり、実際に平成 23 年度夏季スクーリングにおいて受講した教育社会学、保育学など、本学で習得した専門的知識をもとに、政策作成・提言を行い、議員活動に反映している（平成 23 年決算特別委員会、同年第 4 回定例会一般質問、平成 24 年基本構想に関する特別委員会、同年予算特別委員会など）。よって、支出は正当である。「自己の私的な技能習得の目的のため、区の条例に基づく規定に反する」などとする請求内容の指摘は不当である。

なお、他自治体においても、議員の大学学費に関する類似の実例があり、監査請求が出されているが（平成 21 年度北九州市、平成 23 年度青梅市）、監査によっていずれも棄却されている。

## 2 明治大学専門職大学院入学金及び学費について

同専門職大学院には、公共政策の調査研究を目的として入学し、以降通学するものであり、実際に本学で習得した公共政策に関する知識をもとに、政策作成・提言を行い、議員活動に反映している。よって、支出は正当である。大学院入学を「自己の学歴取得のため、または学識・能力の向上のためであり、自己の私的な技能取得が目的である」などとする請求内容の指摘は不当である。

なお、公共政策大学院の学費については、すでに区議会議員の学費支出の当否を論じた住民訴訟判例(判例集未登載)があり、そこでは、議員が、政務調査費を用いて、公共政策大学院に学ぶことの意義が高く評価されている。以下、その内容(地裁判決・高裁判決 [ 本件確定 ])を転記する。

「地方分権推進の流れの中で、自治体にも福祉行政、環境行政、都市計画など複雑高度な問題に対する対応能力が要求されるようになることに鑑み、同会派所属議員の政策立案能力や法務能力の向上を図るため、同会派の議員……を明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科に派遣したことが認められ、こうした経緯に同ガバナンス研究科の前記研究、教育内容に照らせば、(議員の)通学は、(議員)個人の能力を高め、それを区政に還元させることを目的としたものであり、また客観的にも区政の充実に役立つものとみることができ、これを区政とは関係のない(議員)個人の知識、能力の取得にとどまるものであるということは到底できない。したがって、控訴人(原告)の(政務調査費の目的外使用との)主張は理由がない」(東京高裁平成 18 年 11 月 8 日 / 平成 18 年(行コ)第 211 号)。

## 3 事務所費について

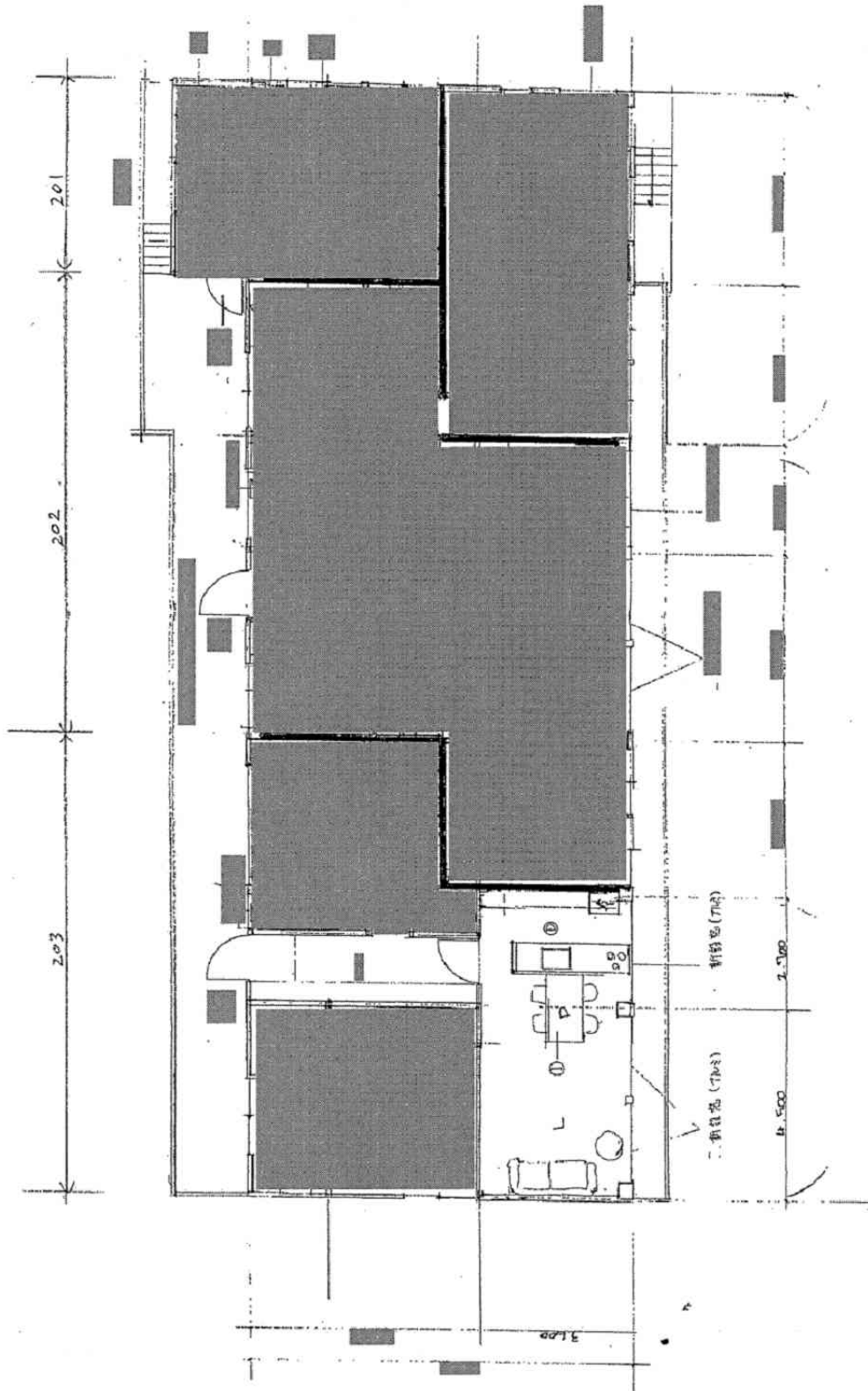
杉並区和田 1-61-18 2 階の間取りは別紙の通りであり、マンションと同じ構造となっている。203 号室には本人の親戚が長らく居住していたが、平成 20 年、他所に移転したため、同 23 年 3 月まで空室であったところ、4 月以降、貸主である A と賃貸契約を結び、本人の事務所として借用するに至った。なお、201 号室は A、202 号室は本人・両親・弟の自宅である。よって、支出は正当である。「記載が事実と反し無効」「作文である」などとする請求内容の指摘は不当である。

## 4 人件費について

事務補助に当たっては、事務補助職員 B の監督・指示のもと、同氏の友人(D)が事務所に来て、同氏の業務を補佐・代行したこともあった。B には、実際には、収支報告書・勤務報告書に記載した日程・時間帯以外にも事務補助を委託し、月 5 万円以上支払ったが、政務調査費からの支出は上限 5 万円と定められているので、各報告書への記載は同額相当分に留めた。勤務報告書については、記録はとっていないので、

記憶に基づいて正確に記載した。よって、支出は正当である。「事実に基づかない架空計上であり、虚偽による詐取であると言われてもやむを得ない」などとする請求内容の指摘は不当である。





2F

## 別紙 4

25 杉議会第 187 号  
平成 25 年 6 月 4 日

杉並区監査委員

小林 英雄 様

同

岩崎 英司 様

杉並区議会

議長 井口 かづ子

### 政務調査費に係る再調査について（回答）

- 1 別紙の質問項目について、具体的な説明と事実関係を裏付ける証拠となる資料の提示又は提出

平成 25 年 5 月 28 日付 25 杉監査第 113 号の再調査依頼に基づき、条例第 11 条に規定している政務調査費の議長による調査を実施した結果、当該議員からは、別紙質問項目に対する説明及び資料の提示があった。

質問項目に対する回答(田中ゆうたろう)

1 明星大学通信教育の学費等

在籍している学部名・学科名(受講コース名)は、何か。正科生なのか、それとも科目等履修生なのか。また、いつから在籍しているのか。

回答：人文学部心理・教育学科(通信教育課程) 正科生 平成19年10月1日

2 借用事務所賃借料

(1) 本件賃貸借契約について

賃借部分は、契約書では「2階」となっているが、登記簿謄本では「3階」ということでよいか。

回答：よい。

当該3階部分は、A外3名の共有になっているが、A1人と契約を締結しているのは、なぜか。

回答：Aは他3名の母であり、当該3階部分の所有者はもともと同氏であった。登記簿変更後も、世間の慣習に多く見られるように、同氏が当該3階部分の実質的な大家であるとして、同氏と契約を締結した。

203号室の使用関係について

ア 賃借部分は、10畳(1室)となっているが、203号室のどの部分か。

回答：抗弁書に添付の平面図中、L(リビング)と記載された面積のうちの10畳分である。

イ 10畳以外の部分の使用関係は、どのようになっているのか。

回答：Aが物置として利用している。

ウ 「田中ゆうたろうを育てる会事務局」と「今申楽隴座」は、どこにあるのか。203号室にある場合、議員事務所との使用面積割合、賃料の負担割合は、どのようになっているのか。

回答：「田中ゆうたろうを育てる会事務局」と「今申楽隴座」は、両名義宛の郵便物を田中ゆうたろう本人が受け取る必要上、便宜的に表札に併記しているもので、実質的な使用面積はゼロである。

抗弁書では、「平成23年3月までは203号は空室であった」、「本人の自宅は202号室である」と述べているのに対し、同年3月1日付けの契約書では、田中議員の住所が和田1-61-18-203になっているのは、なぜか。

回答：契約書中の田中ゆうたろう住所「和田 1 - 6 1 - 1 8 - 2 0 3」は当方の不注意によるミスであり、正しくは「和田 1 - 6 1 - 1 8 - 2 0 2」である。

賃料の実際の支払方法（当月分を当月末に支払）が契約内容（当月分を前月末までに支払）と異なっているのは、なぜか。また、領収書以外で、賃料の支払の事実が確認できるものがあるか。（例えば、Aの確定申告書又は通帳の写しの該当部分等）

回答：特に理由はない。実際の支払方法と契約内容の齟齬に、双方の契約者ともうっかり気付かずに今日に至ったのが実際である。

（領収書以外で、報酬の支払の事実が確認できるものの存否について）  
Aに存否を尋ねたが、回答を得られなかった。よって、当方では把握していない。

(2) 生計を一にする親族の有無について

生計を一にする親族は、存在するか否か。存在する場合は、誰か。また、扶養関係が確認できるものがあるか。（例えば、本人の源泉徴収票又は確定申告書の写しの該当部分等）

回答：（生計を一にする親族の存否について）

否。

（扶養関係が確認できるものの存否について）

別途添付する。

### 3 事務補助職員の雇用

Bが行ったとする「監督・指示」の具体的な方法・内容とDが行ったとする「補佐・代行」の具体的な内容は、どのようなものか。Bが単独で勤務した日とDが補佐・代行した日は、それぞれいつか。また、領収書以外で、報酬の支払の事実が確認できるものがあるか。（例えば、Bの確定申告書又は通帳の写しの該当部分等）

回答：（Bの監督・指示の具体的方法・内容について）

視察資料作成や委員会資料作成のため、テープ起こしやパソコンへの入力作業を円滑に進めるに当たり、勤務者として責任をもって、友人のDの協力を得ながら、その一部を補佐・代行して頂いていた。同氏の作業に支障なきよう、携帯電話やパソコンを利用して随時連絡を取り合い、打ち合わせを綿密に行いながら、同氏の作業を監修していた。また、作業の順序、機器の操作方法、視察や委員会に関する事項など、必要な知識を同氏に随時指導していた。

（Dの補佐・代行の具体的内容について）

友人のBと、携帯電話やパソコンを利用して随時連絡を取り合い、打ち合わせを綿密に行いながら、同氏のテープ起こしやパソコンへの入力作業に種々の助言を頂き、一部単純作業を手伝うなど協力頂いていた。

( B が単独で勤務した日とDが補佐・代行した日について )  
記憶していない。

( 領収書以外で、報酬の支払の事実が確認できるものの存否について )  
B に存否を尋ねたが、回答を得られなかった。よって、当方では把握して  
ない。

給与所得の源泉徴収票

平成23年分

支払を受ける者	住所又は居所	杉並区和田1-61-18										氏名	受給者番号 (フリガナ) タナカ ユウタロウ 田中 裕太郎 (役職名) 区議会議員
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額		源泉徴収税額								
給料・賞与	円	円	円		円								
控除対象配偶者の有無	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)			障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額				
有無	円	特定	老人	その他	特別	円	円	円	円				
有無	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額 国民年金保険料等の金額							配偶者の合計所得						
							個人年金保険料の金額						
							旧長期風害保険料の金額						
中途退社	退職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日	受給者生年月日	
住所(居所)又は所在地 杉並区阿佐谷南 1-16-1													
支払者 杉並区議会事務局 (電話) 03-3312-2111													

平成23年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	166-0012 東京都杉並区和田1-61-18										氏名	(受給者番号) (フリガナ) タナカ ユウタロウ (役職名) 田中 裕太郎
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額		源泉徴収税額								
給料・賞与	円	円	円		円								
控除対象配偶者の有無	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)			障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額				
有無	円	特定	老人	その他	特別	円	円	円	円				
有無	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
(摘要) 国民年金等							配偶者の合計所得						
							個人年金保険料の金額						
							旧長期風害保険料の金額						
中途退社	退職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日	受給者生年月日	
住所(居所)又は所在地 東京都杉並区和田1-61-18													
支払者 学校法人 山本学園 (電話) 03-3381-4590													